

第143回丹波市議会定例会

自 令和7年11月28日
至 令和7年12月24日

議案審議資料

(No.1)

【目 次】

①同意第 10号	(丹波市教育委員会委員の任命)	… 1～2
②議案第 91号	(市有財産の無償貸付)	… 3～5
③議案第 92号	(丹波市行政組織条例改正)	… 6～9
④議案第 93号	(丹波市職員の給与に関する条例等改正)	… 10～38
⑤議案第 94号	(指定管理者の指定)	… 39～40
⑥議案第 95号	(丹波市立文化ホール条例改正)	… 41
⑦議案第 96号	(丹波市立三ツ塚ふれあいセンター愛育館廃止)	… 42
⑧議案第 97号	(丹波市立スポーツ施設条例改正)	… 43～45
⑨議案第 98号	(丹波市立スポーツ施設条例改正)	… 46～48
⑩議案第 99号	(丹波市買戻し特約財源基金条例改正)	… 49～50
⑪議案第100号	(市有財産の売払い)	… 51～53
⑫議案第101号	(指定管理者の指定)	… 54～55
⑬議案第102号	(丹波市立障害者地域活動支援センター条例及び丹波市児童発達支援センター条例改正)	… 56～57
⑭議案第103号	(指定管理者の指定)	… 58～59
⑮議案第104号	(丹波市立地方卸売市場条例改正)	… 60～61
⑯議案第105号	(指定管理者の指定)	… 62～63
⑰議案第106号	(指定管理者の指定)	… 64～65
⑱議案第107号	(丹波市地域資源活用懇話会設置条例改正)	… 66～67
⑲議案第108号	(指定管理者の指定)	… 68～69
⑳議案第109号	(指定管理者の指定)	… 70～71
㉑議案第110号	(指定管理者の指定)	… 72～73
㉒議案第111号	(指定管理者の指定)	… 74～75
㉓議案第112号	(指定管理者の指定)	… 76
㉔議案第113号	(指定管理者の指定)	… 77
㉕議案第114号	(指定管理者の指定)	… 78
㉖議案第115号	(指定管理者の指定)	… 79
㉗議案第116号	(指定管理者の指定)	… 80
㉘議案第117号	(指定管理者の指定)	… 81
㉙議案第118号	(指定管理者の指定)	… 82

⑩議案第119号	(丹波市都市公園条例改正)	… 83～86
⑪議案第120号	(丹波市火災予防条例改正)	… 87～93
⑫議案第121号	(丹波市水道事業給水条例改正)	… 94～95

**人事案件は
白ページにしています。 (P1 ~ P2)**

議案第91号

市有財産の無償貸付について

1 提案の趣旨

財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、提案するものである。

2 無償貸付する財産

土地

所在	面積
丹波市柏原町柏原字北萩野1035番3	55.34m ²
丹波市柏原町柏原字新町端南1057番1	842.86m ²
合計 2筆	898.20m ²

建物

名称	構造	延床面積
旧近畿農政局小野統計・情報センター丹波庁舎	鉄筋コンクリート造2階建	373.47m ²

3 無償貸付の相手方

名 称 株式会社 ウイング神姫

代表者 代表取締役社長 池内 康二

所在地 兵庫県宍粟市山崎町山田80番地2

4 無償貸付の目的

J R 柏原駅周辺における路線バスの車庫及び乗務員の休憩施設として有効活用し、路線バスの安定的かつ円滑な運行の確保に資するため。

5 無償貸付の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

【地方自治法 抜粋】

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（1）～（5） 略

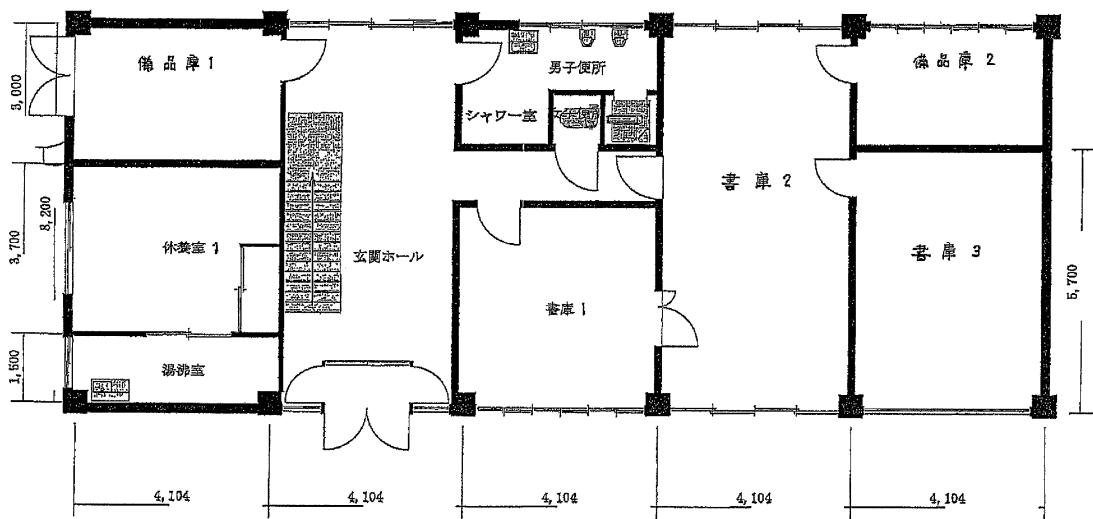
（6） 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

（7）～（15） 略

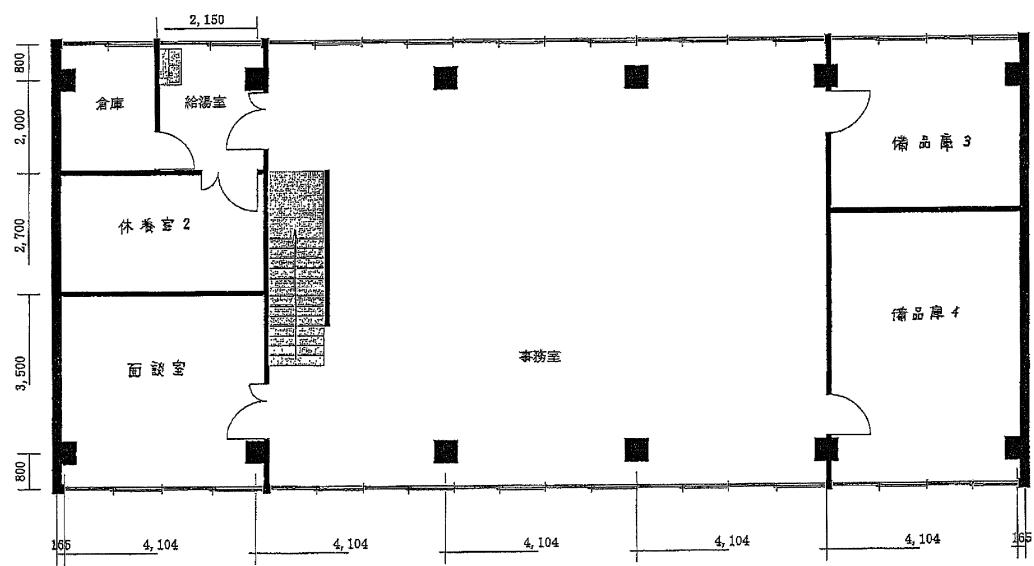
2 略



1階 平面図



2階 平面図



議案第92号

丹波市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

多様化する行政課題に対応し、効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る組織体制を構築するため、提案するものである。

2 改正の概要

入札検査部の所掌する事務を財務部に移管する。

3 施行日

令和8年4月1日

4 附則により改正する条例

丹波市入札監視委員会設置条例（平成23年丹波市条例第15号）

5 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市行政組織条例（平成16年丹波市条例第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市行政組織条例</p> <p style="text-align: center;">平成16年11月1日 条例第6号</p> <p>最終改正 令和6年12月25日条例第41号 (部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第158条第1項の規定に基づき、次に掲げる部を設ける。</p> <p>(1) ふるさと創造部 (2) 総務部 (3) まちづくり部 (4) 財務部 <u>(5) 入札検査部</u> (6) 生活環境部 (7) 健康部 (8) 福祉部(社会福祉法(昭和26年法律第45号) 第14条に規定する福祉に関する事務所がつかさどる事務を含む。) (9) 産業経済部 (10) 建設部 (財務部の事務分掌)</p> <p>第5条 財務部においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1) 財政に関すること。 (2) 公有財産の管理及び有効活用に関すること。 (3) 行政改革の推進に関すること。 (4) 市有施設の整備及び再配置に関すること。 (5) 公用車の管理に関すること。 (6) 市税に関すること。</p> <p><u>(入札検査部の事務分掌)</u></p> <p>第6条 <u>入札検査部においては、次に掲げる事務を分掌する。</u></p> <p>(1) <u>入札に関すること。</u> (2) <u>検査に関すること。</u> (生活環境部の事務分掌)</p> <p>第7条 生活環境部においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関すること。 (2) 生活安全対策に関すること。 (3) 青少年健全育成に関すること。 (4) 交通安全に関すること。 (5) 防災に関すること。 (6) 環境保全に関すること。</p>	<p>○丹波市行政組織条例</p> <p style="text-align: center;">平成16年11月1日 条例第6号</p> <p>最終改正 令和6年12月25日条例第41号 (部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第158条第1項の規定に基づき、次に掲げる部を設ける。</p> <p>(1) ふるさと創造部 (2) 総務部 (3) まちづくり部 (4) 財務部 <u>(5) 生活環境部</u> <u>(6) 健康部</u> <u>(7) 福祉部(社会福祉法(昭和26年法律第45号) 第14条に規定する福祉に関する事務所がつかさどる事務を含む。)</u> (8) 産業経済部 (9) 建設部 (財務部の事務分掌)</p> <p>第5条 財務部においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1) 財政に関すること。 (2) 公有財産の管理及び有効活用に関すること。 (3) 行政改革の推進に関すること。 (4) 市有施設の整備及び再配置に関すること。 (5) 公用車の管理に関すること。 (6) 市税に関すること。 <u>(7) 入札に関すること。</u> <u>(8) 検査に関すること。</u></p> <p><u>(生活環境部の事務分掌)</u></p> <p>第6条 <u>生活環境部においては、次に掲げる事務を分掌する。</u></p> <p>(1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関すること。 (2) 生活安全対策に関すること。 (3) 青少年健全育成に関すること。 (4) 交通安全に関すること。 (5) 防災に関すること。 (6) 環境保全に関すること。</p>

<p>(7) 廃棄物の処分及び資源化に関すること。</p> <p>(8) 斎場に関すること。</p> <p>(9) 墓地に関すること。</p> <p>(10) 凈化槽に関すること。</p> <p>(健康部の事務分掌)</p> <p>第8条 健康部においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1) 健康に関すること。</p> <p>(2) 地域医療に関すること。</p> <p>(3) 診療所に関すること。</p> <p>(4) 看護専門学校に関すること。</p> <p>(5) 国民健康保険に関すること。</p> <p>(6) 後期高齢者医療保険に関すること。</p> <p>(7) 福祉医療に関すること。</p> <p>(8) 国民年金に関すること。</p> <p>(福祉部の事務分掌)</p> <p>第9条 福祉部においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1) こども・子育て支援に関すること。</p> <p>(2) 社会福祉に関すること。</p> <p>(3) 介護保険に関すること。</p> <p>(4) 障がい福祉に関すること。</p> <p>(産業経済部の事務分掌)</p> <p>第10条 産業経済部においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1) 農林水産に関すること。</p> <p>(2) 商工及び観光に関すること。</p> <p>(建設部の事務分掌)</p> <p>第11条 建設部においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1) 道路、河川その他の土木に関すること。</p> <p>(2) 住宅政策に関すること。</p> <p>(3) 開発行為等の許可に関すること。</p> <p>(4) 都市計画に関すること。</p> <p>(5) 農林業生産基盤整備に関すること。</p> <p>(6) 地籍調査に関すること。</p> <p>(支所の事務分掌)</p> <p>第12条 市長は、法第155条第1項の規定に基づき、支所を設置し、第2条から前条までに規定する部の事務の一部を分掌させることができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(7) 廃棄物の処分及び資源化に関すること。</p> <p>(8) 斎場に関すること。</p> <p>(9) 墓地に関すること。</p> <p>(10) 凈化槽に関すること。</p> <p>(健康部の事務分掌)</p> <p>第7条 健康部においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1) 健康に関すること。</p> <p>(2) 地域医療に関すること。</p> <p>(3) 診療所に関すること。</p> <p>(4) 看護専門学校に関すること。</p> <p>(5) 国民健康保険に関すること。</p> <p>(6) 後期高齢者医療保険に関すること。</p> <p>(7) 福祉医療に関すること。</p> <p>(8) 国民年金に関すること。</p> <p>(福祉部の事務分掌)</p> <p>第8条 福祉部においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1) こども・子育て支援に関すること。</p> <p>(2) 社会福祉に関すること。</p> <p>(3) 介護保険に関すること。</p> <p>(4) 障がい福祉に関すること。</p> <p>(産業経済部の事務分掌)</p> <p>第9条 産業経済部においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1) 農林水産に関すること。</p> <p>(2) 商工及び観光に関すること。</p> <p>(建設部の事務分掌)</p> <p>第10条 建設部においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1) 道路、河川その他の土木に関すること。</p> <p>(2) 住宅政策に関すること。</p> <p>(3) 開発行為等の許可に関すること。</p> <p>(4) 都市計画に関すること。</p> <p>(5) 農林業生産基盤整備に関すること。</p> <p>(6) 地籍調査に関すること。</p> <p>(支所の事務分掌)</p> <p>第11条 市長は、法第155条第1項の規定に基づき、支所を設置し、第2条から前条までに規定する部の事務の一部を分掌させることができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>
--	---

丹波市入札監視委員会設置条例（平成23年丹波市条例第15号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市入札監視委員会設置条例 平成23年3月17日 条例第15号 改正 平成26年3月10日条例第5号 (委員会の庶務) 第12条 委員会の庶務は、<u>入札検査部</u>において処理する。</p>	<p>○丹波市入札監視委員会設置条例 平成23年3月17日 条例第15号 改正 平成26年3月10日条例第5号 (委員会の庶務) 第12条 委員会の庶務は、<u>財務部</u>において処理する。</p>

議案第93号

丹波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける国家公務員の給与が改定されることに伴い、国の取扱いに準拠し、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

(1) 納入表

民間給与との較差（3.62%）を解消するため、納入表を引上げ改定

(2) 期末・勤勉手当

ボーナスを引き上げ、民間の支給状況等を踏まえ期末・勤勉手当に配分

ア 常勤一般職及び会計年度任用職員

期末・勤勉手当の支給月数0.05月の引上げ（4.60月→4.65月）

イ 定年前再任用短時間勤務職員

期末・勤勉手当の支給月数0.05月の引上げ（2.40月→2.45月）

ウ 特定期付職員

期末・勤勉手当の支給月数0.25月の引上げ（3.45月→3.70月）

（常勤一般職及び会計年度任用職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和7年度 期末手当	1.25月（支給済み）	1.275月（現行1.25月）
	勤勉手当	1.05月（支給済み）
令和8年度 以降 期末手当	1.2625月	1.2625月
	勤勉手当	1.0625月

（定年前再任用短時間勤務職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和7年度 期末手当	0.7月（支給済み）	0.725月（現行0.7月）
	勤勉手当	0.5月（支給済み）
令和8年度 以降 期末手当	0.7125月	0.7125月
	勤勉手当	0.5125月

（特定定期付職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和7年度 期末手当	0.95月（支給済み）	0.975月（現行0.95月）
	勤勉手当	0.775月（支給済み）
令和8年度 以降 期末手当	0.9625月	0.9625月
	勤勉手当	0.8875月

(3) 通勤手当

自動車等を使用する職員の通勤手当の額に係る規定を丹波市職員の給与に関する規則（平成16年丹波市規則第38号）で定めることとする。

(4) 宿日直手当

宿日直勤務1回につき支給する手当の限度額を引き上げる。

(5) その他字句の修正

3 改正する条例

(1) 丹波市職員の給与に関する条例（平成16年丹波市条例第47号）

(2) 丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）

(3) 丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波市条例第12号）

4 施行日

(1) 公布の日（第1条、第3条、第5条関係）

※適用日は、令和7年4月1日

(2) 令和8年4月1日（第2条、第4条、第6条関係）

5 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市職員の給与に関する条例（平成16年丹波市条例第47号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市職員の給与に関する条例 平成16年11月1日 条例第47号 最終改正 令和6年12月25日条例第42号 (宿日直手当)</p> <p>第28条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき4,400円を超えない範囲内において規則で定める額を支給する。</p> <p>2 前項の勤務は、第24条、第25条第1項及び第26条の勤務には含まれないものとする。 (期末手当)</p> <p>第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下の条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日（同条及び第34条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第39条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____100分の125_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と_____する。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で規則で定めるもの及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）第7条第1項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の</p>	<p>○丹波市職員の給与に関する条例 平成16年11月1日 条例第47号 最終改正 令和6年12月25日条例第42号 (宿日直手当)</p> <p>第28条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき4,700円を超えない範囲内において規則で定める額を支給する。</p> <p>2 前項の勤務は、第24条、第25条第1項及び第26条の勤務には含まれないものとする。 (期末手当)</p> <p>第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下の条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日（同条及び第34条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第39条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で規則で定めるもの及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）第7条第1項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の</p>

複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの及び特定任期付職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

- 6 第2項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下の条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に_____100分の105_____を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に_____100分の50_____を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 4 第32条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第35条第3項」と読み替えるものとする。

- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第35条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支

複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの及び特定任期付職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

- 6 第2項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下の条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 4 第32条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第35条第3項」と読み替えるものとする。

- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第35条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支

給日」とあるのは「支給日（第35条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

別表第1（第7条関係） 行政職給料表

(単位：円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料	給料	給料	給料	給料	給料
		月額						
定年	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
前再任用	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
短時	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
間勤	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
務職員以外の職員	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000

給日」とあるのは「支給日（第35条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

別表第1（第7条関係） 行政職給料表

(単位：円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料	給料	給料	給料	給料	給料
		月額						
定年	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
前再任用	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
短時	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
間勤	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
務職員以外の職員	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100

43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500		
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800		
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000		
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200		
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500		
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800		
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000		
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200		
86	256, 000	297, 100	346, 000				
87	256, 300	297, 400	346, 400				
88	256, 600	297, 700	346, 800				
89	256, 900	298, 000	347, 000				
90	257, 200	298, 300	347, 400				
91	257, 500	298, 600	347, 800				
92	257, 800	299, 000	348, 200				
93	258, 100	299, 200	348, 400				

43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
86	266, 200	305, 800	355, 700				
87	266, 500	306, 100	356, 100				
88	266, 800	306, 400	356, 500				
89	267, 100	306, 700	356, 700				
90	267, 400	307, 000	357, 100				
91	267, 700	307, 300	357, 500				
92	268, 000	307, 600	357, 900				
93	268, 300	307, 800	358, 100				

94		299,400	348,800					
95		299,700	349,200					
96		300,100	349,500					
97		300,300	349,800					
98		300,600	350,200					
99		301,000	350,600					
100		301,400	351,000					
101		301,600	351,500					
102		301,900	351,900					
103		302,200	352,300					
104		302,500	352,700					
105		302,700	353,200					
106		303,000	353,600					
107		303,300	353,900					
108		303,600	354,200					
109		303,800	354,700					
110		304,200						
111		304,600						
112		304,900						
113		305,100						
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第7条関係） 医療職給料表

(単位：円)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	455,100	549,800
2	457,100	555,900
3	459,000	561,200
4	460,900	566,100
5	462,300	570,500
6	464,100	574,800

94		308,000	358,400					
95		308,300	358,800					
96		308,700	359,100					
97		308,900	359,400					
98		309,200	359,800					
99		309,500	360,200					
100		309,900	360,600					
101		310,100	361,100					
102		310,400	361,500					
103		310,700	361,900					
104		311,000	362,300					
105		311,200	362,800					
106		311,500	363,200					
107		311,800	363,500					
108		312,100	363,800					
109		312,300	364,200					
110		312,600						
111		313,000						
112		313,300						
113		313,500						
114		313,700						
115		314,000						
116		314,400						
117		314,600						
118		314,800						
119		315,100						
120		315,400						
121		315,700						
122		315,900						
123		316,200						
124		316,500						
125		316,800						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第7条関係） 医療職給料表

(単位：円)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	470, 300	566, 200
2	472, 300	572, 300
3	474, 200	577, 400
4	476, 100	582, 100
5	477, 500	586, 400
6	479, 200	590, 700

7	465, 900	578, 400
8	467, 700	581, 400
9	469, 500	583, 900
10	471, 300	586, 200
11	473, 100	588, 500
12	474, 900	590, 800
13	476, 700	593, 100
14	478, 500	595, 400
15	480, 300	597, 700
16	482, 100	600, 000
17	483, 900	602, 300
18	485, 800	604, 600
19	487, 700	606, 900
20	489, 600	609, 200
21	491, 500	611, 500
22	493, 200	613, 800
23	495, 000	616, 100
24	496, 800	618, 400
25	498, 400	620, 700
26	500, 200	623, 000
27	502, 000	
28	503, 600	
29	505, 000	
30	506, 700	
31	508, 500	
32	510, 200	
33	511, 700	
34	513, 000	
35	514, 300	
36	515, 600	
37	516, 600	
38	517, 900	
39	519, 200	
40	520, 500	
41	521, 500	
42	522, 300	
43	523, 100	
44	523, 900	
45	524, 800	
46	525, 600	
47	526, 400	
48	527, 100	
49	527, 900	
50	528, 700	
51	529, 400	
52	530, 300	
53	531, 200	
54	532, 000	
55	532, 900	
56	533, 800	
57	534, 600	

7	481, 000	594, 100
8	482, 800	597, 000
9	484, 600	599, 500
10	486, 300	601, 800
11	488, 100	604, 100
12	489, 900	606, 400
13	491, 700	608, 700
14	493, 400	611, 000
15	495, 200	613, 300
16	497, 000	615, 600
17	498, 800	617, 900
18	500, 700	620, 200
19	502, 600	622, 500
20	504, 500	624, 800
21	506, 400	627, 100
22	508, 100	629, 400
23	509, 900	631, 700
24	511, 700	634, 000
25	513, 300	636, 300
26	515, 100	638, 600
27	516, 900	640, 900
28	518, 400	
29	519, 800	
30	521, 500	
31	523, 300	
32	525, 000	
33	526, 500	
34	527, 800	
35	529, 100	
36	530, 400	
37	531, 400	
38	532, 700	
39	534, 000	
40	535, 300	
41	536, 300	
42	537, 100	
43	537, 900	
44	538, 700	
45	539, 600	
46	540, 400	
47	541, 200	
48	541, 900	
49	542, 700	
50	543, 500	
51	544, 200	
52	545, 100	
53	546, 000	
54	546, 800	
55	547, 700	
56	548, 600	
57	549, 400	

58	535,500
59	536,400
60	537,100
61	537,900
62	538,800
63	539,700
64	540,600
65	541,400
66	542,300
67	543,200
68	544,100
69	544,900
70	545,800
71	546,700
72	547,600
73	548,400

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

58	550,200
59	551,000
60	551,700
61	552,500
62	553,400
63	554,300
64	555,200
65	556,000
66	556,900
67	557,800
68	558,700
69	559,500
70	560,400
71	561,300
72	562,200
73	563,000

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

第2条関係

丹波市職員の給与に関する条例（平成16年丹波市条例第47号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市職員の給与に関する条例 平成16年11月1日 条例第47号 最終改正 令和6年12月25日条例第42号 (通勤手当)</p> <p>第20条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利</p>	<p>○丹波市職員の給与に関する条例 平成16年11月1日 条例第47号 最終改正 令和6年12月25日条例第42号 (通勤手当)</p> <p>第20条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利</p>

	<p>用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</p>	<p>用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</p>
2	<p>通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が<u>55,000円</u>を超えるときは、支給単位期間につき、<u>55,000円</u>に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が<u>55,000円</u>を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、<u>55,000円</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第22条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア <u>自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道3キロメートル未満である職員 2,100円</u></p> <p>イ <u>使用距離が片道3キロメートル以上4キロメートル未満である職員 2,900円</u></p> <p>ウ <u>使用距離が片道4キロメートル以上5キロメートル未満である職員 3,700円</u></p> <p>エ <u>使用距離が片道5キロメートル以上7キロメートル未満である職員 4,500円</u></p> <p>オ <u>使用距離が片道7キロメートル以上10キロメートル未満である職員 5,800円</u></p> <p>カ <u>使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</u></p> <p>キ <u>使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円</u></p> <p>ク <u>使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円</u></p> <p>ケ <u>使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円</u></p> <p>ヨ <u>使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円</u></p> <p>サ <u>使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円</u></p> <p>シ <u>使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円</u></p>	<p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が<u>150,000円</u>を超えるときは、支給単位期間につき、<u>150,000円</u>に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が<u>150,000円</u>を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、<u>150,000円</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額</u></p>

ス	<u>使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員</u>	26,200円
セ	<u>使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員</u>	28,000円
ソ	<u>使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員</u>	29,800円
タ	<u>使用距離が片道60キロメートル以上である職員</u>	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

(期末手当)

第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下の条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(同条及び第34条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第39条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

(期末手当)

第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下の条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(同条及び第34条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第39条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25

_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60	(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
(4) 3箇月未満 100分の30	(4) 3箇月未満 100分の30
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは、「 <u>100分の71.25</u> 」とする。
4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。	4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で規則で定めるもの及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）第7条第1項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの及び特定任期付職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。	5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で規則で定めるもの及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）第7条第1項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの及び特定任期付職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
6 第2項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、規則で定める。 （勤勉手当）	6 第2項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、規則で定める。 （勤勉手当）
第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。	第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の106.</u> 25 を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務

<p>職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4 第32条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第35条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第35条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第35条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。</p>	<p>職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4 第32条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第35条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第35条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第35条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。</p>
附 則	附 則
<u>(通勤手当の支給の特例)</u>	
<p>5 平成16年11月1日以降の通勤手当に係る第20条第2項第2号の規定の適用については、同条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当分の間、「片道3キロメートル未満である職員2,100円」とあるのは「片道1キロメートル以上2キロメートル未満である職員1,000円、片道2キロメートル以上3キロメートル未満である職員2,100円」とする。この場合において、第20条第2項第3号の規定の適用については、同号中「及び前号に定める額」とあるのは「及び前号に定める額若しくは附則第5項に規定する額」と、「又は前号に定める額」とあるのは「又は前号に定める額若しくは附則第5項に規定する額」とする。</p>	
<u>(扶養手当に関する経過措置)</u>	<u>(扶養手当に関する経過措置)</u>
<p>6 継続採用職員の扶養親族で、新市設置の日前において第17条第1項の規定に相当する合併前の条例等の規定により扶養親族の届出をし、その者の扶養親族としての認定がなされているものについては、同項の規定により届出がなされ、扶養親族としての認定がなされたものとみなす。</p>	<p>5 継続採用職員の扶養親族で、新市設置の日前において第17条第1項の規定に相当する合併前の条例等の規定により扶養親族の届出をし、その者の扶養親族としての認定がなされているものについては、同項の規定により届出がなされ、扶養親族としての認定がなされたものとみなす。</p>
<u>(期末手当の取扱い)</u>	<u>(期末手当の取扱い)</u>
<p>7 継続採用職員のうち、平成16年11月1日以後合併関係町等の職員であった職員については、当該職員であった期間を本市の職員であった期間とみなし、第32条の規定を適用する。</p>	<p>6 継続採用職員のうち、平成16年11月1日以後合併関係町等の職員であった職員については、当該職員であった期間を本市の職員であった期間とみなし、第32条の規定を適用する。</p>
<u>(勤勉手当の取扱い)</u>	<u>(勤勉手当の取扱い)</u>
<p>8 継続採用職員のうち、平成16年11月1日以後合併関係町等の職員であった職員については、当該職員であった期間を本市の職員であった期間とみなし、第35条の規定を適用する。</p>	<p>7 継続採用職員のうち、平成16年11月1日以後合併関係町等の職員であった職員については、当該職員であった期間を本市の職員であった期間とみなし、第35条の規定を適用する。</p>

<p>(給与の減額に関する経過措置)</p> <p><u>9</u> 継続採用職員のうち、新市設置の日前において第36条又は附則第10項の規定に相当する合併前の条例等の規定による給与の減額を必要とする職員に係る給与の減額は、この条例による給与の減額とみなし、合併前の条例等の規定により算出された額を平成16年11月以後に支給する給与から減ずる。</p> <p>(その他の経過措置)</p> <p><u>10</u> 第6項から前項までに定めるもののほか、新市設置の日の前日までに合併前の条例等の規定によりなされた給与に係る処分、手續その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた給与に係る処分、手續その他の行為とみなし、期間は通算する。</p> <p>(平成16年12月に支給する教育長の期末手当に関する特例措置)</p> <p><u>11</u> 丹波市教育委員会教育長の給与及び旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成16年丹波市条例第46号。この項において「教育長の給与条例」という。)による教育長の平成16年12月に支給する期末手当に関する第32条第2項の規定の適用については、教育長の給与条例第4条の規定にかかわらず、同項中「100分の160」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p><u>12</u> 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第14項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p><u>13</u> 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員 (2) 丹波市職員の定年等に関する条例(平成16年丹波市条例第29号。以下「定年条例」という。)第3条第2項の規定により勤務している職員 (3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員 (4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。) <p><u>14</u> 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第16項において「異</p>	<p>(給与の減額に関する経過措置)</p> <p><u>8</u> 継続採用職員のうち、新市設置の日前において第36条又は附則第10項の規定に相当する合併前の条例等の規定による給与の減額を必要とする職員に係る給与の減額は、この条例による給与の減額とみなし、合併前の条例等の規定により算出された額を平成16年11月以後に支給する給与から減ずる。</p> <p>(その他の経過措置)</p> <p><u>9</u> 第6項から前項までに定めるもののほか、新市設置の日の前日までに合併前の条例等の規定によりなされた給与に係る処分、手續その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた給与に係る処分、手續その他の行為とみなし、期間は通算する。</p> <p>(平成16年12月に支給する教育長の期末手当に関する特例措置)</p> <p><u>10</u> 丹波市教育委員会教育長の給与及び旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成16年丹波市条例第46号。この項において「教育長の給与条例」という。)による教育長の平成16年12月に支給する期末手当に関する第32条第2項の規定の適用については、教育長の給与条例第4条の規定にかかわらず、同項中「100分の160」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p><u>11</u> 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第14項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p><u>12</u> 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員 (2) 丹波市職員の定年等に関する条例(平成16年丹波市条例第29号。以下「定年条例」という。)第3条第2項の規定により勤務している職員 (3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員 (4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。) <p><u>13</u> 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第16項において「異</p>
---	--

動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けている給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

15 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第12項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第14項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第14項及び第15項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 附則第14項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第12項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 附則第14項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第32条第5項(第35条第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。

19 附則第12項から前項までに定めるもののほか、附則第12項の規定による給料月額、附則第14項の規定による給料その他附則第12項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けている給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

14 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

15 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第12項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第14項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第14項及び第15項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

16 附則第14項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第12項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 附則第14項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第32条第5項(第35条第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。

18 附則第12項から前項までに定めるもののほか、附則第12項の規定による給料月額、附則第14項の規定による給料その他附則第12項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第3条関係

丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
----	--------

○丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

平成28年9月29日

条例第27号

最終改正 令和6年12月25日条例第42号

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)である職員及び技能労務職員(地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される者であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を、同表に掲げる7号給の給料額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。

4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例の適用除外等)

第9条 給与条例第7条から第11条まで、第16条、第17条、第19条及び第29条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年丹波市条例第27号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及

○丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

平成28年9月29日

条例第27号

最終改正 令和6年12月25日条例第42号

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)である職員及び技能労務職員(地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される者であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を、同表に掲げる7号給の給料額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。

4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例の適用除外等)

第9条 給与条例第7条から第11条まで、第16条、第17条、第19条及び第29条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年丹波市条例第27号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及

<p>び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と_____、 給与条例第35条中「100分の105」とあるのは「100分の77.5」と_____する。</p> <p>3 給与条例第16条、第17条、第19条及び第21条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第20条第2項第2号及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第35条中「100分の105」とあるのは「100分の77.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>3 給与条例第16条、第17条、第19条及び第21条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第20条第2項第2号及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>
---	---

第4条関係

丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p style="text-align: center;">平成28年9月29日 条例第27号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 令和6年12月25日条例第42号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 給与条例第7条から第11条まで、第16条、第17条、第19条及び第29条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第35条中「100分の105」とあるのは「100分の77.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>3 給与条例第16条、第17条、第19条及び第21条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第20条第2項第2号及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>○丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p style="text-align: center;">平成28年9月29日 条例第27号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 令和6年12月25日条例第42号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 給与条例第7条から第11条まで、第16条、第17条、第19条及び第29条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。</p> <p>3 給与条例第16条、第17条、第19条及び第21条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第20条第2項第2号及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>

び任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

び任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

第5条関係

丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波市条例第12号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
○丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例		○丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	
令和元年9月30日 条例第12号		令和元年9月30日 条例第12号	
最終改正 令和6年12月25日条例第42号 (時間外勤務手当)		最終改正 令和6年12月25日条例第42号 (時間外勤務手当)	
第9条 給与条例第24条第1項、第2項、 <u>第4項</u> の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		第9条 給与条例第24条第1項、第2項 <u>及び第4項</u> の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第24条第1項	正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員	正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員
第24条第2項	勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた勤務時間	当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた正規の勤務時間	勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた勤務時間
第24条第4項	勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日	勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日
(期末手当)			
第22条 給与条例第32条から第34条までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第32条第4項中「 <u>それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)</u> において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額_____」とあるのは、「 <u>それぞれその基準日(</u>			
給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額(日額又は時間額で報酬が定められたパートタ			

退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(勤勉手当)

第22条の2 給与条例第35条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」あるのは、「それぞれその基準日

退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第35条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

別表第1 (第4条関係) 行政職給料表

(単位:円)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000
8	192,900	240,500
9	194,500	242,000
10	196,200	243,400

イム会計年度任用職員にあっては、基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(勤勉手当)

第22条の2 給与条例第35条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「

給料の

月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額(日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第35条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

別表第1 (第4条関係) 行政職給料表

(単位:円)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300

11	<u>197, 800</u>	<u>244, 800</u>
12	<u>199, 400</u>	<u>246, 200</u>
13	<u>201, 000</u>	<u>247, 400</u>
14	<u>202, 700</u>	<u>248, 600</u>
15	<u>204, 400</u>	<u>249, 800</u>
16	<u>206, 100</u>	<u>251, 000</u>
17	<u>207, 400</u>	<u>252, 100</u>
18	<u>209, 000</u>	<u>253, 200</u>
19	<u>210, 600</u>	<u>254, 300</u>
20	<u>212, 100</u>	<u>255, 400</u>
21	<u>213, 600</u>	<u>256, 400</u>
22	<u>215, 200</u>	<u>257, 400</u>
23	<u>216, 800</u>	<u>258, 400</u>
24	<u>218, 400</u>	<u>259, 400</u>
25	<u>220, 000</u>	<u>260, 400</u>
26	<u>221, 700</u>	<u>261, 300</u>
27	<u>223, 000</u>	<u>262, 200</u>
28	<u>224, 300</u>	<u>263, 100</u>
29	<u>225, 600</u>	<u>263, 900</u>
30	<u>226, 700</u>	<u>264, 700</u>
31	<u>227, 800</u>	<u>265, 500</u>
32	<u>228, 900</u>	<u>266, 300</u>
33	<u>230, 000</u>	<u>267, 000</u>
34	<u>231, 100</u>	<u>267, 800</u>
35	<u>232, 200</u>	<u>268, 600</u>
36	<u>233, 300</u>	<u>269, 300</u>
37	<u>234, 400</u>	<u>270, 000</u>
38	<u>235, 400</u>	<u>270, 800</u>
39	<u>236, 400</u>	<u>271, 600</u>
40	<u>237, 300</u>	<u>272, 300</u>
41	<u>238, 200</u>	<u>273, 000</u>
42	<u>239, 100</u>	<u>273, 800</u>
43	<u>239, 900</u>	<u>274, 600</u>
44	<u>240, 700</u>	<u>275, 300</u>
45	<u>241, 400</u>	<u>276, 000</u>
46	<u>242, 000</u>	<u>276, 700</u>
47	<u>242, 600</u>	<u>277, 400</u>
48	<u>243, 200</u>	<u>278, 100</u>
49	<u>243, 800</u>	<u>278, 800</u>
50	<u>244, 400</u>	<u>279, 500</u>
51	<u>245, 000</u>	<u>280, 200</u>
52	<u>245, 500</u>	<u>280, 900</u>
53	<u>246, 000</u>	<u>281, 500</u>
54	<u>246, 400</u>	<u>282, 200</u>
55	<u>246, 700</u>	<u>282, 800</u>
56	<u>247, 000</u>	<u>283, 500</u>
57	<u>247, 300</u>	<u>284, 100</u>
58	<u>247, 600</u>	<u>284, 800</u>
59	<u>247, 900</u>	<u>285, 400</u>
60	<u>248, 200</u>	<u>286, 100</u>
61	<u>248, 500</u>	<u>286, 700</u>

11	<u>210, 000</u>	<u>255, 600</u>
12	<u>211, 600</u>	<u>256, 900</u>
13	<u>213, 100</u>	<u>258, 100</u>
14	<u>214, 800</u>	<u>259, 300</u>
15	<u>216, 500</u>	<u>260, 500</u>
16	<u>218, 200</u>	<u>261, 700</u>
17	<u>219, 400</u>	<u>262, 800</u>
18	<u>221, 000</u>	<u>263, 900</u>
19	<u>222, 600</u>	<u>265, 000</u>
20	<u>224, 100</u>	<u>266, 100</u>
21	<u>225, 600</u>	<u>267, 000</u>
22	<u>227, 200</u>	<u>268, 000</u>
23	<u>228, 800</u>	<u>269, 000</u>
24	<u>230, 400</u>	<u>270, 000</u>
25	<u>232, 000</u>	<u>271, 000</u>
26	<u>233, 700</u>	<u>271, 900</u>
27	<u>235, 000</u>	<u>272, 700</u>
28	<u>236, 300</u>	<u>273, 600</u>
29	<u>237, 600</u>	<u>274, 400</u>
30	<u>238, 700</u>	<u>275, 200</u>
31	<u>239, 800</u>	<u>276, 000</u>
32	<u>240, 900</u>	<u>276, 700</u>
33	<u>242, 000</u>	<u>277, 400</u>
34	<u>242, 900</u>	<u>278, 200</u>
35	<u>243, 800</u>	<u>279, 000</u>
36	<u>244, 800</u>	<u>279, 600</u>
37	<u>245, 800</u>	<u>280, 300</u>
38	<u>246, 700</u>	<u>281, 100</u>
39	<u>247, 600</u>	<u>281, 800</u>
40	<u>248, 400</u>	<u>282, 500</u>
41	<u>249, 200</u>	<u>283, 200</u>
42	<u>249, 900</u>	<u>283, 900</u>
43	<u>250, 500</u>	<u>284, 600</u>
44	<u>251, 100</u>	<u>285, 300</u>
45	<u>251, 800</u>	<u>286, 000</u>
46	<u>252, 400</u>	<u>286, 600</u>
47	<u>253, 000</u>	<u>287, 300</u>
48	<u>253, 600</u>	<u>287, 900</u>
49	<u>254, 100</u>	<u>288, 600</u>
50	<u>254, 700</u>	<u>289, 200</u>
51	<u>255, 300</u>	<u>289, 900</u>
52	<u>255, 800</u>	<u>290, 600</u>
53	<u>256, 200</u>	<u>291, 100</u>
54	<u>256, 600</u>	<u>291, 700</u>
55	<u>256, 900</u>	<u>292, 300</u>
56	<u>257, 200</u>	<u>293, 000</u>
57	<u>257, 500</u>	<u>293, 600</u>
58	<u>257, 800</u>	<u>294, 200</u>
59	<u>258, 100</u>	<u>294, 800</u>
60	<u>258, 400</u>	<u>295, 500</u>
61	<u>258, 700</u>	<u>296, 100</u>

62	248, 800	287, 400
63	249, 100	288, 000
64	249, 400	288, 500
65	249, 700	289, 000
66	250, 000	289, 600
67	250, 300	290, 100
68	250, 600	290, 700
69	250, 900	291, 200
70	251, 200	291, 700
71	251, 500	292, 300
72	251, 800	292, 900
73	252, 100	293, 400
74	252, 400	293, 900
75	252, 700	294, 300
76	253, 000	294, 600
77	253, 300	294, 800
78	253, 600	295, 100
79	253, 900	295, 300
80	254, 200	295, 600
81	254, 500	295, 800
82	254, 800	296, 000
83	255, 100	296, 300
84	255, 400	296, 500
85	255, 700	296, 800
86	256, 000	297, 100
87	256, 300	297, 400
88	256, 600	297, 700
89	256, 900	298, 000
90	257, 200	298, 300
91	257, 500	298, 600
92	257, 800	299, 000
93	258, 100	299, 200
94		299, 400
95		299, 700
96		300, 100
97		300, 300
98		300, 600
99		301, 000
100		301, 400
101		301, 600
102		301, 900
103		302, 200
104		302, 500
105		302, 700
106		303, 000
107		303, 300
108		303, 600
109		303, 800
110		304, 200
111		304, 600
112		304, 900

62	259, 000	296, 700
63	259, 300	297, 200
64	259, 600	297, 700
65	259, 900	298, 200
66	260, 200	298, 800
67	260, 500	299, 300
68	260, 800	299, 900
69	261, 100	300, 300
70	261, 400	300, 800
71	261, 700	301, 300
72	262, 000	301, 900
73	262, 300	302, 400
74	262, 600	302, 800
75	262, 900	303, 100
76	263, 200	303, 400
77	263, 500	303, 600
78	263, 800	303, 900
79	264, 100	304, 100
80	264, 400	304, 400
81	264, 700	304, 600
82	265, 000	304, 800
83	265, 300	305, 100
84	265, 600	305, 300
85	265, 900	305, 600
86	266, 200	305, 800
87	266, 500	306, 100
88	266, 800	306, 400
89	267, 100	306, 700
90	267, 400	307, 000
91	267, 700	307, 300
92	268, 000	307, 600
93	268, 300	307, 800
94		308, 000
95		308, 300
96		308, 700
97		308, 900
98		309, 200
99		309, 500
100		309, 900
101		310, 100
102		310, 400
103		310, 700
104		311, 000
105		311, 200
106		311, 500
107		311, 800
108		312, 100
109		312, 300
110		312, 600
111		313, 000
112		313, 300

113		305,100
114		305,300
115		305,600
116		306,000
117		306,200
118		306,400
119		306,700
120		307,000
121		307,400
122		307,600
123		307,900
124		308,200
125		308,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2（第4条関係） 医療職給料表

(単位：円)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	455,100	549,800
2	457,100	555,900
3	459,000	561,200
4	460,900	566,100
5	462,300	570,500
6	464,100	574,800
7	465,900	578,400
8	467,700	581,400
9	469,500	583,900
10	471,300	586,200
11	473,100	588,500
12	474,900	590,800
13	476,700	593,100
14	478,500	595,400
15	480,300	597,700
16	482,100	600,000
17	483,900	602,300
18	485,800	604,600
19	487,700	606,900
20	489,600	609,200
21	491,500	611,500
22	493,200	613,800
23	495,000	616,100
24	496,800	618,400
25	498,400	620,700
26	500,200	623,000
27	502,000	
28	503,600	
29	505,000	
30	506,700	
31	508,500	

113		313,500
114		313,700
115		314,000
116		314,400
117		314,600
118		314,800
119		315,100
120		315,400
121		315,700
122		315,900
123		316,200
124		316,500
125		316,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2（第4条関係） 医療職給料表

(単位：円)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	470,300	566,200
2	472,300	572,300
3	474,200	577,400
4	476,100	582,100
5	477,500	586,400
6	479,200	590,700
7	481,000	594,100
8	482,800	597,000
9	484,600	599,500
10	486,300	601,800
11	488,100	604,100
12	489,900	606,400
13	491,700	608,700
14	493,400	611,000
15	495,200	613,300
16	497,000	615,600
17	498,800	617,900
18	500,700	620,200
19	502,600	622,500
20	504,500	624,800
21	506,400	627,100
22	508,100	629,400
23	509,900	631,700
24	511,700	634,000
25	513,300	636,300
26	515,100	638,600
27	516,900	640,900
28	518,400	
29	519,800	
30	521,500	
31	523,300	

32	510,200
33	511,700
34	513,000
35	514,300
36	515,600
37	516,600
38	517,900
39	519,200
40	520,500
41	521,500
42	522,300
43	523,100
44	523,900
45	524,800
46	525,600
47	526,400
48	527,100
49	527,900
50	528,700
51	529,400
52	530,300
53	531,200
54	532,000
55	532,900
56	533,800
57	534,600
58	535,500
59	536,400
60	537,100
61	537,900
62	538,800
63	539,700
64	540,600
65	541,400
66	542,300
67	543,200
68	544,100
69	544,900
70	545,800
71	546,700
72	547,600
73	548,400

備考 この表は、診療所に勤務する医師のうちフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係） 技能労務職給料表
(単位：円)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	185,700	205,000
2	187,400	206,500

32	525,000
33	526,500
34	527,800
35	529,100
36	530,400
37	531,400
38	532,700
39	534,000
40	535,300
41	536,300
42	537,100
43	537,900
44	538,700
45	539,600
46	540,400
47	541,200
48	541,900
49	542,700
50	543,500
51	544,200
52	545,100
53	546,000
54	546,800
55	547,700
56	548,600
57	549,400
58	550,200
59	551,000
60	551,700
61	552,500
62	553,400
63	554,300
64	555,200
65	556,000
66	556,900
67	557,800
68	558,700
69	559,500
70	560,400
71	561,300
72	562,200
73	563,000

備考 この表は、診療所に勤務する医師のうちフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係） 技能労務職給料表
(単位：円)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	198,200	217,300
2	199,900	218,800

3	189, 100	208, 000
4	190, 800	209, 500
5	192, 500	211, 000
6	194, 200	212, 400
7	195, 800	213, 800
8	197, 400	215, 200
9	199, 000	216, 600
10	200, 500	217, 700
11	202, 000	218, 800
12	203, 500	219, 900
13	205, 000	220, 900
14	206, 500	221, 800
15	208, 000	222, 700
16	209, 500	223, 600
17	211, 000	224, 500
18	212, 400	225, 300
19	213, 800	226, 100
20	215, 200	226, 900
21	216, 600	227, 700
22	217, 700	228, 400
23	218, 800	229, 100
24	219, 900	229, 800
25	220, 900	230, 500
26	221, 800	231, 100
27	222, 700	231, 700
28	223, 600	232, 300
29	224, 500	234, 000
30	225, 300	234, 700
31	226, 100	235, 400
32	226, 900	236, 100
33	227, 700	236, 800
34	228, 400	237, 400
35	229, 100	238, 000
36	229, 800	238, 600
37	230, 500	239, 200
38	231, 100	239, 800
39	231, 700	240, 400
40	232, 300	240, 900
41	234, 000	241, 400
42	234, 700	241, 900
43	235, 400	242, 400
44	236, 100	242, 900
45	236, 800	247, 600
46	237, 400	248, 700
47	238, 000	249, 700
48	238, 600	250, 700
49	239, 200	251, 700
50	239, 800	252, 900
51	240, 400	254, 000
52	240, 900	255, 000
53	241, 400	256, 100

3	201, 600	220, 300
4	203, 300	221, 800
5	205, 000	223, 200
6	206, 700	224, 600
7	208, 300	226, 000
8	209, 900	227, 400
9	211, 500	228, 800
10	213, 000	229, 800
11	214, 500	230, 900
12	215, 900	232, 000
13	217, 300	233, 000
14	218, 800	233, 800
15	220, 300	234, 700
16	221, 800	235, 500
17	223, 200	236, 400
18	224, 600	237, 200
19	226, 000	238, 000
20	227, 400	238, 800
21	228, 800	239, 600
22	229, 800	240, 100
23	230, 900	240, 600
24	232, 000	241, 100
25	233, 000	241, 700
26	233, 800	242, 200
27	234, 700	242, 700
28	235, 500	243, 200
29	236, 400	246, 400
30	237, 200	247, 100
31	238, 000	247, 800
32	238, 800	248, 400
33	239, 600	249, 100
34	240, 100	249, 500
35	240, 600	250, 000
36	241, 100	250, 400
37	241, 700	250, 900
38	242, 200	251, 300
39	242, 700	251, 800
40	243, 200	252, 200
41	246, 400	252, 500
42	247, 100	252, 800
43	247, 800	253, 100
44	248, 400	253, 400
45	249, 100	260, 400
46	249, 500	261, 300
47	250, 000	262, 200
48	250, 400	263, 100
49	250, 900	264, 100
50	251, 300	265, 000
51	251, 800	266, 000
52	252, 200	266, 900
53	252, 500	267, 800

54	241, 900	257, 100
55	242, 400	258, 000
56	242, 900	258, 500
57	247, 600	259, 100
58	248, 700	259, 500
59	249, 700	259, 900
60	250, 700	260, 400
61	251, 700	260, 900
62	252, 900	261, 400
63	254, 000	261, 900
64	255, 000	262, 500
65	256, 100	263, 300
66	257, 100	263, 900
67	258, 000	264, 500
68	258, 500	265, 300
69	259, 100	266, 100
70	259, 500	266, 800
71	259, 900	267, 400
72	260, 400	268, 200
73	260, 900	269, 000
74	261, 400	269, 700
75	261, 900	270, 400
76	262, 500	271, 100
77	263, 300	271, 800
78	263, 900	272, 500
79	264, 500	273, 200
80	265, 300	273, 900
81	266, 100	280, 400
82	266, 800	281, 100
83	267, 400	281, 800
84	268, 200	282, 500
85	269, 000	283, 100
86	269, 700	283, 700
87	270, 400	284, 300
88	271, 100	284, 900
89	271, 800	285, 500
90	272, 500	286, 100
91	273, 200	286, 700
92	273, 900	287, 200
93	280, 400	287, 700
94	281, 100	288, 200
95	281, 800	288, 700
96	282, 500	289, 100
97	283, 100	289, 500
98	283, 700	289, 900
99	284, 300	290, 300
100	284, 900	290, 700
101	285, 500	291, 100
102	286, 100	291, 500
103	286, 700	291, 900
104	287, 200	292, 300

54	252, 800	268, 600
55	253, 100	269, 300
56	253, 400	269, 700
57	260, 400	270, 300
58	261, 300	270, 700
59	262, 200	271, 100
60	263, 100	271, 500
61	264, 100	271, 900
62	265, 000	272, 400
63	266, 000	272, 900
64	266, 900	273, 500
65	267, 800	274, 200
66	268, 600	274, 800
67	269, 300	275, 400
68	269, 700	276, 200
69	270, 300	277, 000
70	270, 700	277, 700
71	271, 100	278, 200
72	271, 500	278, 900
73	271, 900	279, 700
74	272, 400	280, 400
75	272, 900	281, 100
76	273, 500	281, 700
77	274, 200	282, 400
78	274, 800	283, 100
79	275, 400	283, 800
80	276, 200	284, 400
81	277, 000	291, 600
82	277, 700	292, 300
83	278, 200	293, 000
84	278, 900	293, 500
85	279, 700	294, 100
86	280, 400	294, 700
87	281, 100	295, 300
88	281, 700	295, 800
89	282, 400	296, 300
90	283, 100	296, 900
91	283, 800	297, 500
92	284, 400	297, 900
93	291, 600	298, 300
94	292, 300	298, 800
95	293, 000	299, 200
96	293, 500	299, 500
97	294, 100	299, 900
98	294, 700	300, 300
99	295, 300	300, 700
100	295, 800	301, 000
101	296, 300	301, 300
102	296, 900	301, 700
103	297, 500	302, 100
104	297, 900	302, 400

105	287, 700	292, 700
106	288, 200	293, 100
107	288, 700	293, 500
108	289, 100	293, 900
109	289, 500	294, 300
110	289, 900	294, 800
111	290, 300	295, 300
112	290, 700	295, 800
113	291, 100	296, 300
114	291, 500	296, 800
115	291, 900	297, 300
116	292, 300	297, 800
117	292, 700	310, 800
118	293, 100	312, 000
119	293, 500	313, 000
120	293, 900	314, 200
121	294, 300	315, 400
122	294, 800	316, 500
123	295, 300	317, 600
124	295, 800	318, 700
125	296, 300	319, 800
126	296, 800	320, 900
127	297, 300	321, 900
128	297, 800	323, 000
129	298, 300	324, 100
130	299, 000	325, 200
131	299, 600	326, 200
132	300, 300	327, 300
133	300, 900	328, 400
134	301, 500	329, 400
135	302, 100	330, 400
136	302, 600	331, 400
137	303, 500	332, 400
138	304, 400	333, 400
139	305, 400	334, 400
140	306, 300	335, 300
141	306, 700	336, 400
142	307, 500	337, 400
143	308, 300	338, 400
144	309, 000	339, 400
145	309, 500	340, 400
146	310, 300	341, 300
147	311, 100	342, 200
148	311, 900	343, 100
149	312, 300	344, 000
150	313, 200	344, 900
151	314, 200	345, 800
152	315, 100	346, 800
153	315, 700	347, 800
154	316, 600	348, 700
155	317, 300	349, 600
105	298, 300	302, 700
106	298, 800	303, 100
107	299, 200	303, 400
108	299, 500	303, 800
109	299, 900	304, 100
110	300, 300	304, 600
111	300, 700	305, 000
112	301, 000	305, 500
113	301, 300	306, 000
114	301, 700	306, 400
115	302, 100	306, 900
116	302, 400	307, 400
117	302, 700	321, 600
118	303, 100	322, 800
119	303, 400	323, 700
120	303, 800	324, 900
121	304, 100	326, 100
122	304, 600	327, 200
123	305, 000	328, 200
124	305, 500	329, 200
125	306, 000	330, 300
126	306, 400	331, 400
127	306, 900	332, 400
128	307, 400	333, 400
129	307, 900	334, 500
130	308, 500	335, 600
131	309, 100	336, 600
132	309, 800	337, 700
133	310, 300	338, 800
134	310, 800	339, 800
135	311, 400	340, 800
136	311, 900	341, 800
137	312, 800	342, 700
138	313, 700	343, 700
139	314, 700	344, 700
140	315, 700	345, 600
141	316, 100	346, 600
142	316, 900	347, 600
143	317, 700	348, 600
144	318, 400	349, 600
145	318, 900	350, 600
146	319, 700	351, 500
147	320, 500	352, 400
148	321, 300	353, 300
149	321, 700	354, 100
150	322, 600	355, 000
151	323, 600	355, 900
152	324, 500	356, 900
153	325, 200	357, 900
154	326, 100	358, 800
155	326, 800	359, 700

156	318,100	350,500
157	318,600	351,400
158	319,400	352,200
159	320,200	353,000
160	320,800	353,800
161	321,400	354,600
162	322,000	355,300
163	322,600	356,000
164	323,200	356,800
165	323,700	357,600
166	324,300	358,200
167	324,800	358,700
168	325,300	359,300
169	325,600	359,600
170	326,200	360,300
171	326,800	361,000
172	327,200	361,700
173	327,700	362,000
174	328,300	362,600
175	329,000	363,100
176	329,400	363,600
177	329,500	364,000
178	330,100	364,500
179	330,600	365,000
180	331,000	365,500
181	331,100	365,900
182	331,800	366,400
183	332,300	367,000
184	333,000	367,500
185	333,300	367,900
186	333,800	
187	334,200	
188	334,600	
189	334,800	
190	335,200	
191	335,700	
192	336,200	
193	336,700	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

156	327,600	360,600
157	328,100	361,500
158	328,900	362,300
159	329,700	363,100
160	330,300	363,900
161	330,900	364,700
162	331,500	365,400
163	332,100	366,100
164	332,700	366,900
165	333,200	367,700
166	333,800	368,300
167	334,300	368,800
168	334,800	369,400
169	335,100	369,700
170	335,700	370,500
171	336,300	371,200
172	336,700	371,900
173	337,200	372,200
174	337,800	372,800
175	338,500	373,300
176	338,900	373,800
177	339,000	374,300
178	339,600	374,800
179	340,100	375,300
180	340,500	375,800
181	340,600	376,200
182	341,300	376,700
183	341,800	377,300
184	342,500	377,800
185	342,800	378,300
186	343,300	
187	343,700	
188	344,100	
189	344,300	
190	344,700	
191	345,200	
192	345,700	
193	346,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

第6条関係

丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波市条例第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市会計年度任用職員の給与及び費用 弁償に関する条例 令和元年 9月30日 条例第12号 最終改正 令和6年12月25日条例第42号	○丹波市会計年度任用職員の給与及び費用 弁償に関する条例 令和元年 9月30日 条例第12号 最終改正 令和6年12月25日条例第42号

(通勤に係る費用弁償)

第26条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第20条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、常時勤務を要する職を占める職員の例による。

3 第1項の規定により通勤に係る費用弁償を支給することとされたパートタイム会計年度任用職員のうち、前項の規定に該当しない職員の通勤に係る費用弁償の額については、次の各号に掲げる区分に応じ、規則で定める期間につき、当該各号に定める額とする。

(1) 給与条例第20条第1項第1号に掲げる職員
運賃等(同号に規定する運賃等をいう。以下同じ。)、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出した1日の運賃等に、当該月に通勤した回数を乗じて得た額

(2) 給与条例第20条第1項第2号に掲げる職員
次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める日額に当該月に通勤した回数を乗じて得た額

(単位：円)

区分	日額
自動車等(給与条例第20条第1項第2号に規定する自転車等をいう。)の使用距離(以下の項において「使用距離」という。)が片道1キロメートル以上2キロメートル未満である職員	45
使用距離が片道2キロメートル以上3キロメートル未満である職員	100
使用距離が片道3キロメートル以上4キロメートル未満である職員	135
使用距離が片道4キロメートル以上5キロメートル未満である職員	175
使用距離が片道5キロメートル以上7キロメートル未満である職員	210
使用距離が片道7キロメートル以上10キロメートル未満である職員	275
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	345
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	475
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	610
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	750
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	890

(通勤に係る費用弁償)

第26条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第20条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、常時勤務を要する職を占める職員の例による。

3 第1項の規定により通勤に係る費用弁償を支給することとされたパートタイム会計年度任用職員のうち、前項の規定に該当しない職員の通勤に係る費用弁償の額については、次の各号に掲げる区分に応じ、規則で定める期間につき、当該各号に定める額とする。

(1) 給与条例第20条第1項第1号に掲げる職員
運賃等(同号に規定する運賃等をいう。以下同じ。)、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出した1日の運賃等に、当該月に通勤した回数を乗じて得た額

(2) 給与条例第20条第1項第2号に掲げる職員
3,160円を超えない範囲内で自動車等(同号に規定する自動車等をいう。)の使用距離の区分に応じ規則で定める額

<u>使用距離が片道35キロメートル以上40キロ メートル未満である職員</u>	1,025
<u>使用距離が片道40キロメートル以上45キロ メートル未満である職員</u>	1,160
<u>使用距離が片道45キロメートル以上50キロ メートル未満である職員</u>	1,245
<u>使用距離が片道50キロメートル以上55キロ メートル未満である職員</u>	1,330
<u>使用距離が片道55キロメートル以上60キロ メートル未満である職員</u>	1,415
<u>使用距離が片道60キロメートル以上である 職員</u>	1,500

(3) 納入条例第20条第1項第3号に掲げる職員
運賃等及び使用距離の区分に応じ、前2号に定
める額の合計額

(3) 納入条例第20条第1項第3号に掲げる職員
運賃等及び使用距離の区分に応じ、前2号に定
める額の合計額

議案第94号

指定管理者の指定について

1 提案の趣旨

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、提案するものである。

2 施設の名称等

名 称 丹波市市民プラザ
位 置 丹波市氷上町本郷300番地

3 指定管理者となる団体の名称等

名 称 一般社団法人 コミュニティエデュー
代表者 代表理事 西尾 征樹
所在地 大阪府和泉市山荘町三丁目 5 番 2 号

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 指定管理者の選定理由

丹波市市民プラザ（以下「市民プラザ」という。）は、地域社会のあらゆる分野において、市民一人ひとりが活躍する社会の実現に向けた取組を推進するとともに、市民が主体となったまちづくりを促進することを目的とした施設であり、今回の募集に応じて申請があった一般社団法人コミュニティエデューは、社会教育に関する十分な知識及び経験を有することから、市民プラザの設置目的に即した効果的かつ効率的な管理及び運営が見込めるため、指定管理者の候補者として選定した。

6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

（1）業務の範囲

- ア 市民プラザの利用の許可に関する業務
- イ 市民プラザの管理運営に関する業務
- ウ 市民活動支援センターに関する業務
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（2）指定管理料の上限額

180,285千円（5年間総額） ※詳細は、年度協定で別に定める。

（3）利用料金の決定

利用料金は、丹波市市民プラザ条例（平成31年丹波市条例第21号）に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

7 施設利用者数の実績

(単位：人)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市民プラザ	11,747	13,915	18,063

【地方自治法 拠粹】

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

議案第95号

丹波市立文化ホール条例の全部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

丹波市立文化ホールの効果的かつ効率的な管理及び運営並びに市民の利便性の向上を図ることを目的として、当該施設の管理等に関し、指定管理者制度を導入するため、提案するものである。

2 改正の概要

(1) 指定管理者による管理等

次に掲げる業務を指定管理者に委任して行わせることとする。

- ア 文化ホールの利用の許可に関する業務
- イ 文化ホールの維持、管理及び運営に関する業務
- ウ 文化ホールの利用に係る料金の徴収に関する業務
- エ その他市長が必要と認める業務

(2) 指定管理者の管理の期間

指定管理者の指定期間は、5年以内とする。※再指定可

3 施行日

令和9年4月1日

※準備行為に関する規定は、公布の日

議案第96号

丹波市立三ツ塚ふれあいセンター愛育館の廃止について

1 提案の趣旨

丹波市立三ツ塚ふれあいセンター愛育館は、昭和62年に建設されて以来、市民のスポーツ及びレクリエーションの普及並びに心身の健全な発達を促進するための施設として多くの市民に利活用されてきた。

このたび、愛育ピアいちじまの整備に伴い、その機能を移転し解体する予定であるため、丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例（平成16年丹波市条例第59号）第3条の規定により、提案するものである。

2 施設名 丹波市立三ツ塚ふれあいセンター愛育館

3 所在地 丹波市市島町上田1139番地

4 用途 スポーツ施設

5 廃止年月日 令和8年4月1日

【丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例 抜粋】

（議会の特別議決を経なければならない特に重要な公の施設の廃止及び利用）

第3条 法第244条の2第2項の規定により議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない公の施設の廃止及び利用とは、別記に掲げる公の施設につきこれを廃止し、又は5年以上の期間で、かつ、設置の目的を阻害する独占的な利用をさせる場合とする。

別記（第2条、第3条関係）

（1）～（10） 略

（11） スポーツ施設

（12）～（18） 略

議案第97号

丹波市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

丹波市立三ツ塚ふれあいセンター愛育館を廃止することに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

別表第1及び別表第2から丹波市立三ツ塚ふれあいセンター愛育館を削除する。

3 施行日

令和8年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市立スポーツ施設条例（平成16年丹波市条例第94号）新旧対照表

現行				改正後（案）																																																							
○丹波市立スポーツ施設条例 平成16年11月1日 条例第94号 最終改正 令和6年12月25日条例第47号 別表第1（第2条関係）				○丹波市立スポーツ施設条例 平成16年11月1日 条例第94号 最終改正 令和6年12月25日条例第47号 別表第1（第2条関係）																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丹波市立水上総合グラウンド</td><td>丹波市水上町上新庄字西川3番地</td></tr> <tr> <td>丹波市立大師の杜ホール</td><td>丹波市水上町絹山346番地</td></tr> <tr> <td>丹波市立春日体育センター</td><td>丹波市春日町黒井496番地2</td></tr> <tr> <td>丹波市立山南B&G海洋センター（体育館）</td><td>丹波市山南町野坂176番地2</td></tr> <tr> <td>丹波市立山南武道場</td><td>丹波市山南町野坂176番地2</td></tr> <tr> <td>丹波市立市島市民グラウンド</td><td>丹波市市島町上垣902番地1</td></tr> <tr> <td>丹波市立三ツ塚テニスコート</td><td>丹波市市島町上田1132番地</td></tr> <tr> <td>丹波市立三ツ塚ふれあいセンター愛育館</td><td>丹波市市島町上田1139番地</td></tr> </tbody> </table>				名称	位置	丹波市立水上総合グラウンド	丹波市水上町上新庄字西川3番地	丹波市立大師の杜ホール	丹波市水上町絹山346番地	丹波市立春日体育センター	丹波市春日町黒井496番地2	丹波市立山南B&G海洋センター（体育館）	丹波市山南町野坂176番地2	丹波市立山南武道場	丹波市山南町野坂176番地2	丹波市立市島市民グラウンド	丹波市市島町上垣902番地1	丹波市立三ツ塚テニスコート	丹波市市島町上田1132番地	丹波市立三ツ塚ふれあいセンター愛育館	丹波市市島町上田1139番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丹波市立水上総合グラウンド</td><td>丹波市水上町上新庄字西川3番地</td></tr> <tr> <td>丹波市立大師の杜ホール</td><td>丹波市水上町絹山346番地</td></tr> <tr> <td>丹波市立春日体育センター</td><td>丹波市春日町黒井496番地2</td></tr> <tr> <td>丹波市立山南B&G海洋センター（体育館）</td><td>丹波市山南町野坂176番地2</td></tr> <tr> <td>丹波市立山南武道場</td><td>丹波市山南町野坂176番地2</td></tr> <tr> <td>丹波市立市島市民グラウンド</td><td>丹波市市島町上垣902番地1</td></tr> <tr> <td>丹波市立三ツ塚テニスコート</td><td>丹波市市島町上田1132番地</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				名称	位置	丹波市立水上総合グラウンド	丹波市水上町上新庄字西川3番地	丹波市立大師の杜ホール	丹波市水上町絹山346番地	丹波市立春日体育センター	丹波市春日町黒井496番地2	丹波市立山南B&G海洋センター（体育館）	丹波市山南町野坂176番地2	丹波市立山南武道場	丹波市山南町野坂176番地2	丹波市立市島市民グラウンド	丹波市市島町上垣902番地1	丹波市立三ツ塚テニスコート	丹波市市島町上田1132番地																		
名称	位置																																																										
丹波市立水上総合グラウンド	丹波市水上町上新庄字西川3番地																																																										
丹波市立大師の杜ホール	丹波市水上町絹山346番地																																																										
丹波市立春日体育センター	丹波市春日町黒井496番地2																																																										
丹波市立山南B&G海洋センター（体育館）	丹波市山南町野坂176番地2																																																										
丹波市立山南武道場	丹波市山南町野坂176番地2																																																										
丹波市立市島市民グラウンド	丹波市市島町上垣902番地1																																																										
丹波市立三ツ塚テニスコート	丹波市市島町上田1132番地																																																										
丹波市立三ツ塚ふれあいセンター愛育館	丹波市市島町上田1139番地																																																										
名称	位置																																																										
丹波市立水上総合グラウンド	丹波市水上町上新庄字西川3番地																																																										
丹波市立大師の杜ホール	丹波市水上町絹山346番地																																																										
丹波市立春日体育センター	丹波市春日町黒井496番地2																																																										
丹波市立山南B&G海洋センター（体育館）	丹波市山南町野坂176番地2																																																										
丹波市立山南武道場	丹波市山南町野坂176番地2																																																										
丹波市立市島市民グラウンド	丹波市市島町上垣902番地1																																																										
丹波市立三ツ塚テニスコート	丹波市市島町上田1132番地																																																										
別表第2（第6条関係） 《省略》				別表第2（第6条関係） 《省略》																																																							
<p><u>丹波市立三ツ塚ふれあいセンター愛育館</u></p> <p><u>施設使用料</u></p> <p style="text-align: center;">(消費税含む。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="2">金額</th><th rowspan="2">備考</th></tr> <tr> <th>市内</th><th>市外</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">アリーナ</td><td rowspan="2">1時間</td><td>990円</td><td>1,980円</td><td>當利を目的として入場料を徴す</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr> <td rowspan="8">部屋</td><td>1／2を使用</td><td>490円</td><td>990円</td><td>る場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。</td></tr> <tr> <td>1／4を使用</td><td>240円</td><td>490円</td><td></td></tr> <tr> <td>3／4を使用</td><td>740円</td><td>1,480円</td><td></td></tr> <tr> <td>1／3を使用</td><td>330円</td><td>660円</td><td></td></tr> <tr> <td>2／3を使用</td><td>660円</td><td>1,320円</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>柔道場</td><td>1時間</td><td>330円</td><td>660円</td><td>當利を目的として入場料を徴す</td></tr> </tbody> </table>							施設名	単位	金額		備考	市内	市外	アリーナ	1時間	990円	1,980円	當利を目的として入場料を徴す			円	部屋	1／2を使用	490円	990円	る場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。	1／4を使用	240円	490円		3／4を使用	740円	1,480円		1／3を使用	330円	660円		2／3を使用	660円	1,320円														柔道場	1時間	330円	660円	當利を目的として入場料を徴す
施設名	単位	金額		備考																																																							
		市内	市外																																																								
アリーナ	1時間	990円	1,980円	當利を目的として入場料を徴す																																																							
				円																																																							
	部屋	1／2を使用	490円	990円	る場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。																																																						
		1／4を使用	240円	490円																																																							
		3／4を使用	740円	1,480円																																																							
		1／3を使用	330円	660円																																																							
		2／3を使用	660円	1,320円																																																							
柔道場	1時間	330円	660円	當利を目的として入場料を徴す																																																							

				る場合は、左欄 に掲げる額の10 倍の額とする。
トレ	個人使用 1人	330円	660円	
一ニ	につき			
ング	回数券11枚綴	3,300	6,600	
室	り	円	円	
会議	1 時 間	冷暖房を 使用する 場合	310円	520円
室		冷暖房を 使用しな い場合	210円	410円

備考

- 1 別表第2の各表において「市内」とは市内居住者、市内事業所勤務者及び市内学校在学者を、「市外」とはそれ以外の者をいう。
- 2 市内及び市外の者が混同して使用する場合において、市外の者がおおむね半数を超えるときは、市外の使用料を適用する。
- 3 使用料に端数が生じる場合は、10円未満を切り捨てるものとする。

備考

- 1 別表第2の各表において「市内」とは市内居住者、市内事業所勤務者及び市内学校在学者を、「市外」とはそれ以外の者をいう。
- 2 市内及び市外の者が混同して使用する場合において、市外の者がおおむね半数を超えるときは、市外の使用料を適用する。
- 3 使用料に端数が生じる場合は、10円未満を切り捨てるものとする。

議案第98号

丹波市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

愛育ピアいちじまの整備に伴い、体育館の機能を有する部分に係る使用料等の規定を設けるため、提案するものである。

2 改正の概要

別表第1に丹波市立愛育ピアいちじまを追加し、別表第2に当該施設のアリーナに係る使用料の規定を設ける。

3 施行日

令和8年5月1日

※準備行為に関する規定は、公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市立スポーツ施設条例（平成16年丹波市条例第94号）新旧対照表

現行	改正後（案）																																						
<p>○丹波市立スポーツ施設条例 平成16年11月1日 条例第94号 最終改正 令和6年12月25日条例第47号 別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丹波市立水上総合グラウンド</td><td>丹波市水上町上新庄字西川3番地</td></tr> <tr> <td>丹波市立大師の杜ホール</td><td>丹波市水上町絹山346番地</td></tr> <tr> <td>丹波市立春日体育センター</td><td>丹波市春日町黒井496番地2</td></tr> <tr> <td>丹波市立山南B&G海洋センター（体育館）</td><td>丹波市山南町野坂176番地2</td></tr> <tr> <td>丹波市立山南武道場</td><td>丹波市山南町野坂176番地2</td></tr> <tr> <td>丹波市立市島市民グラウンド</td><td>丹波市市島町上垣902番地1</td></tr> <tr> <td>丹波市立三ツ塚テニスコート</td><td>丹波市市島町上田1132番地</td></tr> <tr> <td>丹波市立三ツ塚ふれあいセンター愛育館</td><td>丹波市市島町上田1139番地</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	丹波市立水上総合グラウンド	丹波市水上町上新庄字西川3番地	丹波市立大師の杜ホール	丹波市水上町絹山346番地	丹波市立春日体育センター	丹波市春日町黒井496番地2	丹波市立山南B&G海洋センター（体育館）	丹波市山南町野坂176番地2	丹波市立山南武道場	丹波市山南町野坂176番地2	丹波市立市島市民グラウンド	丹波市市島町上垣902番地1	丹波市立三ツ塚テニスコート	丹波市市島町上田1132番地	丹波市立三ツ塚ふれあいセンター愛育館	丹波市市島町上田1139番地	<p>○丹波市立スポーツ施設条例 平成16年11月1日 条例第94号 最終改正 令和6年12月25日条例第47号 別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丹波市立水上総合グラウンド</td><td>丹波市水上町上新庄字西川3番地</td></tr> <tr> <td>丹波市立大師の杜ホール</td><td>丹波市水上町絹山346番地</td></tr> <tr> <td>丹波市立春日体育センター</td><td>丹波市春日町黒井496番地2</td></tr> <tr> <td>丹波市立山南B&G海洋センター（体育館）</td><td>丹波市山南町野坂176番地2</td></tr> <tr> <td>丹波市立山南武道場</td><td>丹波市山南町野坂176番地2</td></tr> <tr> <td>丹波市立市島市民グラウンド</td><td>丹波市市島町上垣902番地1</td></tr> <tr> <td>丹波市立三ツ塚テニスコート</td><td>丹波市市島町上田1132番地</td></tr> <tr> <td>丹波市立三ツ塚ふれあいセンター愛育館</td><td>丹波市市島町上田1139番地</td></tr> <tr> <td>丹波市立愛育ピアいちじま</td><td>丹波市市島町上田448番地1</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	丹波市立水上総合グラウンド	丹波市水上町上新庄字西川3番地	丹波市立大師の杜ホール	丹波市水上町絹山346番地	丹波市立春日体育センター	丹波市春日町黒井496番地2	丹波市立山南B&G海洋センター（体育館）	丹波市山南町野坂176番地2	丹波市立山南武道場	丹波市山南町野坂176番地2	丹波市立市島市民グラウンド	丹波市市島町上垣902番地1	丹波市立三ツ塚テニスコート	丹波市市島町上田1132番地	丹波市立三ツ塚ふれあいセンター愛育館	丹波市市島町上田1139番地	丹波市立愛育ピアいちじま	丹波市市島町上田448番地1
名称	位置																																						
丹波市立水上総合グラウンド	丹波市水上町上新庄字西川3番地																																						
丹波市立大師の杜ホール	丹波市水上町絹山346番地																																						
丹波市立春日体育センター	丹波市春日町黒井496番地2																																						
丹波市立山南B&G海洋センター（体育館）	丹波市山南町野坂176番地2																																						
丹波市立山南武道場	丹波市山南町野坂176番地2																																						
丹波市立市島市民グラウンド	丹波市市島町上垣902番地1																																						
丹波市立三ツ塚テニスコート	丹波市市島町上田1132番地																																						
丹波市立三ツ塚ふれあいセンター愛育館	丹波市市島町上田1139番地																																						
名称	位置																																						
丹波市立水上総合グラウンド	丹波市水上町上新庄字西川3番地																																						
丹波市立大師の杜ホール	丹波市水上町絹山346番地																																						
丹波市立春日体育センター	丹波市春日町黒井496番地2																																						
丹波市立山南B&G海洋センター（体育館）	丹波市山南町野坂176番地2																																						
丹波市立山南武道場	丹波市山南町野坂176番地2																																						
丹波市立市島市民グラウンド	丹波市市島町上垣902番地1																																						
丹波市立三ツ塚テニスコート	丹波市市島町上田1132番地																																						
丹波市立三ツ塚ふれあいセンター愛育館	丹波市市島町上田1139番地																																						
丹波市立愛育ピアいちじま	丹波市市島町上田448番地1																																						
別表第2（第6条関係） 《省略》	別表第2（第6条関係） 《省略》 <u>丹波市立愛育ピアいちじま</u> <u>施設使用料</u> (消費税含む。)																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナ</td> <td>1時間</td> <td>660円</td> <td>1,320円</td> <td> <p>(1) 面積の2分の1以下を使用する場合は、左欄に掲げる額の半額とする（以下同じ。）。</p> <p>(2) 営利を目的として入場料を徴する場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。</p> </td></tr> <tr> <td></td> <td>冷暖房1時間</td> <td>全面を使用する場合</td> <td>2,090円</td> <td></td></tr> </tbody> </table>	施設名	単位	金額		備考	市内	市外	アリーナ	1時間	660円	1,320円	<p>(1) 面積の2分の1以下を使用する場合は、左欄に掲げる額の半額とする（以下同じ。）。</p> <p>(2) 営利を目的として入場料を徴する場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。</p>		冷暖房1時間	全面を使用する場合	2,090円																						
施設名	単位			金額			備考																																
		市内	市外																																				
アリーナ	1時間	660円	1,320円	<p>(1) 面積の2分の1以下を使用する場合は、左欄に掲げる額の半額とする（以下同じ。）。</p> <p>(2) 営利を目的として入場料を徴する場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。</p>																																			
	冷暖房1時間	全面を使用する場合	2,090円																																				

		半面以下を用する場合	1,040円
備考			
1 別表第2の各表において「市内」とは市内居住者、市内事業所勤務者及び市内学校在学者を、「市外」とはそれ以外の者をいう。 2 市内及び市外の者が混同して使用する場合において、市外の者がおおむね半数を超えるときは、市外の使用料を適用する。 3 使用料に端数が生じる場合は、10円未満を切り捨てるものとする。		1 別表第2の各表において「市内」とは市内居住者、市内事業所勤務者及び市内学校在学者を、「市外」とはそれ以外の者をいう。 2 市内及び市外の者が混同して使用する場合において、市外の者がおおむね半数を超えるときは、市外の使用料を適用する。 3 使用料に端数が生じる場合は、10円未満を切り捨てるものとする。	

議案第99号

丹波市買戻し特約財源基金条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

丹波市買戻し特約財源基金(以下「基金」という。)の設置の目的を拡充するため、提案するものである。

2 改正の概要

基金に積み立てるべき売買契約の対象とする財産の範囲を拡大する。

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市買戻し特約財源基金条例（平成18年丹波市条例第53号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市買戻し特約財源基金条例 平成18年6月6日 条例第53号 (設置)</p> <p>第1条 丹波市内の<u>工業用地</u>の売買契約による買戻し特約の財源に充てるため、丹波市買戻し特約財源基金条例（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>○丹波市買戻し特約財源基金条例 平成18年6月6日 条例第53号 (設置)</p> <p>第1条 普通財産_____の売買契約による買戻し特約の財源に充てるため、丹波市買戻し特約財源基金条例（以下「基金」という。）を設置する。</p>

議案第100号

市有財産の売払いについて

1 提案の趣旨

財産を売り払うことについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、提案するものである。

2 売払財産

土地

所在	面積
丹波市山南町谷川字拾弐間口4046番4	990m ²
丹波市山南町谷川字拾弐間口4046番9	1,071m ²
丹波市山南町谷川字拾弐間口4046番11	1,431m ²
丹波市山南町谷川字拾弐間口4046番18	4,925m ²
丹波市山南町谷川字拾弐間口4046番20	1,303m ²
丹波市山南町谷川字拾弐間口4050番	487m ²
丹波市山南町谷川字拾弐間口4051番1	5,327m ²
丹波市山南町谷川字拾弐間口4051番4	670m ²
丹波市山南町谷川字拾弐間口4052番2	253m ²
丹波市山南町谷川字拾弐間口4065番	25,352m ²
丹波市山南町谷川字拾弐間口4065番2	12,496m ²
丹波市山南町谷川字拾弐間口4065番6	1,632m ²
合計 12筆 55,937m ²	

建物（旧山南中学校）

名称	構造	延床面積
校舎	鉄筋コンクリート造3階建	2,695.00m ²
校舎	鉄筋コンクリート造2階建	1,534.00m ²
体育館	鉄筋コンクリート造2階建	1,231.00m ²
倉庫	コンクリートブロック造1階建	38.00m ²
体育倉庫	コンクリートブロック造1階建	48.00m ²
給食室	鉄筋コンクリート造1階建	132.00m ²
プロパン庫	鉄骨造1階建	14.00m ²
倉庫	鉄骨造1階建	65.00m ²
便所	鉄骨造1階建	19.00m ²
プール付属棟	コンクリートブロック造1階建	18.00m ²
プール専用付属室	鉄筋コンクリート造1階建	78.00m ²
合計 11棟 5,872.00m ²		

3 売払価格

240,000,000円

4 売払いの相手方

名 称 兵庫パルプ工業 株式会社
代表者 代表取締役 井川 健三
所在地 兵庫県丹波市山南町谷川858番地

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋】

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。



議案第101号

指定管理者の指定について

1 提案の趣旨

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、提案するものである。

2 施設の名称等

名称	位置
丹波市氷上斎場	丹波市氷上町絹山1025番地1
丹波市柏原斎場 つつじ苑	丹波市柏原町下小倉2088番地20

3 指定管理者となる団体の名称等

名 称 株式会社 五輪

代表者 代表取締役 宮本 岳司朗

所在地 富山県富山市奥田新町12番3号

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 指定管理者の選定理由

丹波市斎場（以下「斎場」という。）は、火葬及び葬儀等の利用に供することを目的として設置された施設であり、今回の募集に応じて申請があった株式会社五輪は、同種の施設及び業務における十分な知識及び経験を有することから、斎場の設置目的に即した効果的かつ効率的な管理及び運営が見込めるとため、指定管理者の候補者として選定した。

6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

(1) 業務の範囲

ア 遺体及び改葬遺骨の火葬に関する業務

イ 身体の一部、胞衣及び小動物の焼却に関する業務

ウ 斎場の使用の許可に関する業務

エ 斎場の施設及び附属設備の維持管理に関する業務

オ 斎場の使用料の徴収に関する業務

カ アからオまでに掲げるもののほか、斎場の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(2) 指定管理料の上限額

361,282千円（5年間総額） ※詳細は、年度協定で別に定める。

7 施設使用件数の実績

(単位：件)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
氷上斎場（火葬）	377	409	407	417
柏原斎場（火葬）	554	659	600	571
柏原斎場（小動物）	491	459	484	486

【地方自治法 抜粋】

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

議案第102号

丹波市立障害者地域活動支援センタ一条例及び丹波市児童発達支援センタ一条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の一部が改正されたことに伴い、関係条例の規定を整理する必要があるため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 法の項ずれに伴う改正
- (2) その他字句の修正

3 改正する条例

- (1) 丹波市立障害者地域活動支援センタ一条例（平成23年丹波市条例第19号）
- (2) 丹波市児童発達支援センタ一条例（平成30年丹波市条例第42号）

4 施行日

公布の日

5 新旧対照表

別紙のとおり

第1条関係

丹波市立障害者地域活動支援センター条例（平成23年丹波市条例第19号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市立障害者地域活動支援センター条例 平成23年3月17日 条例第19号 改正 平成25年3月8日条例第15号 (指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第14項</u>に規定する就労継続支援の障害福祉サービスを提供する事業に関する業務</p> <p>(2) 法第77条第1項第9号に規定する<u>地域活動支援センター事業</u>に関する業務</p> <p>(3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な業務</p>	<p>○丹波市立障害者地域活動支援センター条例 平成23年3月17日 条例第19号 改正 平成25年3月8日条例第15号 (指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第15項</u>に規定する就労継続支援の障害福祉サービスを提供する事業に関する業務</p> <p>(2) 法第77条第1項第9号に規定する<u>事業</u>に関する業務</p> <p>(3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な業務</p>

第2条関係

丹波市児童発達支援センター条例（平成30年丹波市条例第42号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市児童発達支援センター条例 平成30年9月28日 条例第42号 最終改正 令和6年9月30日条例第35号 (事業)</p> <p>第3条 支援センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1) 法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援に係る事業</p> <p>(2) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に係る事業</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第19項</u>に規定する基本相談支援に係る事業</p> <p>(4) 療育に関する相談</p> <p>(5) 家庭、保育施設及び教育機関に対する児童に適した療育方法の指導及び助言</p> <p>(6) 地域療育の啓発</p> <p>(7) 前各号に掲げる業務のほか目的達成のために必要な業務</p>	<p>○丹波市児童発達支援センター条例 平成30年9月28日 条例第42号 最終改正 令和6年9月30日条例第35号 (事業)</p> <p>第3条 支援センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1) 法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援に係る事業</p> <p>(2) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に係る事業</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第20項</u>に規定する基本相談支援に係る事業</p> <p>(4) 療育に関する相談</p> <p>(5) 家庭、保育施設及び教育機関に対する児童に適した療育方法の指導及び助言</p> <p>(6) 地域療育の啓発</p> <p>(7) 前各号に掲げる業務のほか目的達成のために必要な業務</p>

議案第103号

指定管理者の指定について

1 提案の趣旨

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、提案するものである。

2 施設の名称等

名 称 丹波市立障害者地域活動支援センター
位 置 丹波市柏原町柏原1018番地1

3 指定管理者となる団体の名称等

名 称 特定非営利活動法人 かたくり
代表者 理事長 白井 学
所在地 兵庫県丹波市柏原町柏原1018番地1

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 指定管理者の選定理由

丹波市立障害者地域活動支援センター（以下「センター」という。）は、障害者等に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るとともに、障害者等の地域生活を支援することを目的として設置された施設であり、センターを設置して以来、就労継続支援B型の事業を行う特定非営利活動法人かたくりが指定管理者として管理運営を行っている。

引き続き、当該法人がセンターの管理運営を行うことにより、その設置目的に即した効果的かつ効率的な管理及び運営が見込めることから、指定管理者の候補者として選定した。

6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

（1）業務の範囲

- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第15項に規定する就労継続支援の障害福祉サービスを提供する事業に関する業務
- イ 法第77条第1項第9号に規定する事業に関する業務
- ウ センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- エ アからウまでに掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な業務

（2）指定管理料

無料

7 施設利用者数の実績

(単位：人)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
センター	7,115	6,525	5,607	5,610

【地方自治法 抜粋】

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

議案第104号

丹波市立地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

卸売市場法（昭和46年法律第35号）の一部が改正されたことに伴い、丹波市立地方卸売市場（以下「市場」という。）の認定に係る規定を設ける必要があるため、提案するものである。

2 改正の概要

市場において取り扱う指定飲食料品等、その費用に係る指標等の公表義務に関する規定を設ける。

3 施行日

令和8年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市立地方卸売市場条例（平成16年丹波市条例第187号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市立地方卸売市場条例 平成16年11月1日 条例第187号 最終改正 令和6年12月25日条例第40号 (卸売予定数量等の公表)</p> <p>第20条の2 卸売業者は、市場において取り扱う生鮮食料品等について、毎日の販売開始時刻までに、その日の主要な品目の卸売予定数量を当該市場の見やすい場所に掲示することその他適切な方法により公表するものとする。</p> <p>2 卸売業者の卸売の数量及び価格の公表は、前項の生鮮食料品等について、価格形成後直ちに、卸売数量及び価格を同項に規定する場所に掲示することその他適切な方法によるものとする。</p> <p>3 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金がある場合にあっては、その月の前月の奨励金の種類ごとの交付額を公表するものとする。</p> <p>4 市長は、卸売業者から次条第1項及び第2項の規定による報告を受けたときは、速やかに主要な品目について売買取引を公表するものとする。</p>	<p>○丹波市立地方卸売市場条例 平成16年11月1日 条例第187号 最終改正 令和6年12月25日条例第40号 (卸売予定数量等の公表)</p> <p>第20条の2 卸売業者は、市場において取り扱う生鮮食料品等について、毎日の販売開始時刻までに、その日の主要な品目の卸売予定数量を当該市場の見やすい場所に掲示することその他適切な方法により公表するものとする。</p> <p>2 卸売業者の卸売の数量及び価格の公表は、前項の生鮮食料品等について、価格形成後直ちに、卸売数量及び価格を同項に規定する場所に掲示することその他適切な方法によるものとする。</p> <p>3 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金がある場合にあっては、その月の前月の奨励金の種類ごとの交付額を公表するものとする。</p> <p>4 市長は、卸売業者から次条第1項及び第2項の規定による報告を受けたときは、速やかに主要な品目について売買取引を公表するものとする。</p> <p>5 <u>市長は、次に掲げる事項を公表するものとする。</u> <u>(1) 第4条に規定する取扱品目のうち市場において取り扱う指定飲食料品等(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。)第42条第1項に規定する指定飲食料品等をいう。以下同じ。)</u> <u>(2) 前項の規定により公表された指定飲食料品等に係る指標(食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標をいう。)</u> <u>(3) 食品等持続的供給法第36条第1項の規定により講じる措置の内容</u></p>

議案第105号

指定管理者の指定について

1 提案の趣旨

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、提案するものである。

2 施設の名称等

名 称 丹波市立道の駅あおがき直販加工施設
位 置 丹波市青垣町西芦田541番地1

3 指定管理者となる団体の名称等

名 称 株式会社 おいでな青垣
代表者 代表取締役 大谷 吉春
所在地 兵庫県丹波市青垣町西芦田541番地

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 指定管理者の選定理由

丹波市立道の駅あおがき直販加工施設（以下「道の駅あおがき」という。）は、市民及びその利用者が直販加工施設を通じて交流することにより、市の活性化並びに農林水産業及び観光の振興に寄与することを目的として設置された施設であり、現在、地域住民で構成された株式会社おいでな青垣が指定管理者として管理運営を行っている。

引き続き、当該法人が道の駅あおがきの管理運営を行うことにより、その設置目的に即した効果的かつ効率的な管理及び運営が見込めることから、指定管理者の候補者として選定した。

6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

（1）業務の範囲

- ア 道の駅あおがきの管理運営に関する業務
- イ 農産物及び特産物の販売に関する業務
- ウ 農産物等の加工販売に関する業務
- エ 利用者の飲食の用に供する業務
- オ 団体等の催しに関する業務
- カ 観光案内に関する業務
- キ アからカまでに掲げるもののほか、道の駅あおがきの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（2）指定管理料

無料

7 施設利用者数の実績

(単位：人)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
道の駅あおがき	55,147	60,406	59,081	64,737

【地方自治法 抜粋】

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

議案第106号

指定管理者の指定について

1 提案の趣旨

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、提案するものである。

2 施設の名称等

名 称 丹波市立とれとれ市農産物直売施設ひかみ四季菜館
位 置 丹波市氷上町犬岡467番地 1

3 指定管理者となる団体の名称等

名 称 丹波とれとれ市
代表者 会長 長尾 啓二郎
所在地 兵庫県丹波市氷上町犬岡467番地 1

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 指定管理者の選定理由

丹波市立とれとれ市農産物直売施設ひかみ四季菜館（以下「直売施設」という。）は、地元の農業者が生産した農産物等の地産地消の取組を実践し、地域の交流及び農業の発展を促進することを目的として設置された施設であり、現在、市内の農業者等で構成された丹波とれとれ市が指定管理者として管理運営を行っている。

引き続き、当該団体が直売施設の管理運営を行うことにより、その設置目的に即した効果的かつ効率的な管理及び運営が見込めることから、指定管理者の候補者として選定した。

6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

（1）業務の範囲

- ア 直売施設の管理運営に関する業務
- イ 農産物及び特産物の販売に関する業務
- ウ 利用者の飲食の用に供する業務
- エ アからウまでに掲げるもののほか、直売施設の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（2）指定管理料

無料

7 施設利用者数の実績

(単位：人)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
直売施設	64,632	67,029	55,550	53,750

【地方自治法 拠粹】

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

議案第107号

丹波市地域資源活用懇話会設置条例の一部を改正する条例の制定 について

1 提案の趣旨

本市の産業に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図ることを目的として、丹波市観光・商工業振興ユニティプラン及び丹波市農業・農村振興基本計画を統合した計画を策定するに当たり、丹波市地域資源活用懇話会（以下「懇話会」という。）の委員の定数を見直すほか、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

懇話会の所掌並びに委員の定数、構成及び任期の見直し

3 施行日

令和8年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市地域資源活用懇話会設置条例（平成24年丹波市条例第31号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市地域資源活用懇話会設置条例 平成24年6月22日 条例第31号 (所掌事務) 第2条 懇話会は、次に掲げる事務を所掌する。 (1) 産業振興に係る施策（以下「産業施策」という。）の企画立案に関すること。 (2) 産業施策の推進に係る情報収集及び総合調整に関すること。 (3) 産業施策の進行管理及び評価に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、産業施策の推進に関し必要な事項 (組織) 第3条 懇話会は、委員 <u>15人</u> 以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 (1) 農林漁業者 (2) 商工業者 (3) メディア関係者 (4) 識見を有する者 (5) 公募による市民 (6) 行政関係者 (任期) 第4条 委員の任期は、 <u>2年</u> とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	○丹波市地域資源活用懇話会設置条例 平成24年6月22日 条例第31号 (所掌事務) 第2条 懇話会は、次に掲げる事務を所掌する。 (1) 産業振興に係る施策（以下「産業施策」という。）の企画立案に関すること。 (2) 産業施策の推進に係る情報収集及び総合調整に関すること。 (3) 産業施策の進行管理及び評価に関すること。 <u>(4) 市長の諮問に応じ、産業施策に関する重要事項を調査審議すること。</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、産業施策の推進に関し必要な事項</u> (組織) 第3条 懇話会は、委員 <u>20人</u> 以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 (1) 農林漁業関係者 (2) 観光業関係者 (3) 商工業関係者 (4) メディア関係者 (5) 識見を有する者 (6) 公募による市民 (7) 行政関係者 (任期) 第4条 委員の任期は、 <u>2年以内</u> とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第108号

指定管理者の指定について

1 提案の趣旨

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、提案するものである。

2 施設の名称等

名 称 丹波市立ウッディプラザ山の駅
位 置 丹波市柏原町柏原1146番地1

3 指定管理者となる団体の名称等

名 称 丹波市商工会
代表者 会長 岡林 利幸
所在地 兵庫県丹波市氷上町成松140番地7

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 指定管理者の選定理由

丹波市立ウッディプラザ山の駅（以下「山の駅」という。）は、商業及び観光の振興の推進により市の活性化を図ることを目的として設置された施設であり、現在、多様な分野における事業者と連携し地域経済の活性化に資する事業活動を行う丹波市商工会が指定管理者として管理運営を行っている。

引き続き、当該法人が山の駅の管理運営を行うことにより、その設置目的に即した効果的かつ効率的な管理及び運営が見込めることから、指定管理者の候補者として選定した。

6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

（1）業務の範囲

- ア 山の駅の管理運営に関する業務
- イ 特産物等の展示及び販売に関する業務
- ウ 観光情報の発信及び観光案内に関する業務
- エ 利用者の飲食の用に供する業務
- オ アからエまでに掲げるもののほか、山の駅の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（2）指定管理料

無料

7 施設利用者数の実績

(単位：人)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
山の駅	11,115	11,652	12,188	12,593

【地方自治法 拠粹】

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

議案第109号

指定管理者の指定について

1 提案の趣旨

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、提案するものである。

2 施設の名称等

名 称 丹波市立大杉ダム自然公園
位 置 丹波市市島町徳尾2162番地 2

3 指定管理者となる団体の名称等

名 称 前山地区自治振興会
代表者 井上 利博
所在地 兵庫県丹波市市島町上竹田180番地

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 指定管理者の選定理由

丹波市立大杉ダム自然公園（以下「公園」という。）は、市民に休養と交流の場を提供し、自然に親しむ活動を通じて市民のふれあいと地域の活性化を図ることを目的として設置された施設であり、現在、前山地区自治振興会が指定管理者として管理運営を行っている。

引き続き、当該自治振興会が公園の管理運営を行うことにより、その設置目的に即した効果的かつ効率的な管理及び運営が見込めることから、指定管理者の候補者として選定した。

6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

（1）業務の範囲

ア 公園の利用許可に関する業務
イ 公園の管理運営に関する業務
ウ ア及びイに掲げるもののほか、公園の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（2）指定管理料の上限額

8,855千円（5年間総額） ※詳細は、年度協定で別に定める。

（3）利用料金の決定

利用料金は、丹波市立大杉ダム自然公園条例（平成18年丹波市条例第26号）に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

7 施設利用者数の実績

(単位：人)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
オートキャンプ場	1,205	1,413	1,047	963

【地方自治法 抜粋】

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

議案第110号

指定管理者の指定について

1 提案の趣旨

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、提案するものである。

2 施設の名称等

名 称 丹波市立今出川親水公園
位 置 丹波市青垣町遠阪1625番地

3 指定管理者となる団体の名称等

名 称 農事組合法人 今出せせらぎ園
代表者 代表理事 山中 大棋
所在地 兵庫県丹波市青垣町遠阪1550番地

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 指定管理者の選定理由

丹波市立今出川親水公園（以下「公園」という。）は、市民の福祉の向上並びに農林水産業及び観光の振興に寄与し、地域の活性化の拠点とする目的として設置された施設であり、現在、地域住民で構成された農事組合法人今出せせらぎ園が指定管理者として管理運営を行っている。

引き続き、当該法人が公園の管理運営を行うことにより、その設置目的に即した効果的かつ効率的な管理及び運営が見込めることから、指定管理者の候補者として選定した。

6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

（1）業務の範囲

- ア 公園の管理運営に関する業務
- イ 観光の用に供する業務
- ウ 来園者の飲食の用に供する業務
- エ 農林水産物等の直販加工の用に供する業務
- オ 団体等の催しの用に供する業務
- カ アからオまでに掲げるもののほか、公園の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（2）指定管理料の上限額

4,730千円（5年間総額） ※詳細は、年度協定で別に定める。

7 施設利用者数の実績

(単位：人)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
レストハウス	4,957	5,415	5,112	5,298

【地方自治法 抜粋】

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

議案第111号

指定管理者の指定について

1 提案の趣旨

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、提案するものである。

2 施設の名称等

名 称 丹波市立丹波悠遊の森
位 置 丹波市柏原町大新屋1153番地 2

3 指定管理者となる団体の名称等

名 称 株式会社 丹波悠遊の森協会
代表者 代表取締役 山口 嘉幸
所在地 兵庫県丹波市柏原町大新屋1114番地

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 指定管理者の選定理由

丹波市立丹波悠遊の森（以下「悠遊の森」という。）は、都市及び農村の住民参加により、本市の森林その他本市が有する多面的な機能の活用を通じて住民相互の交流を促進し、産業の活性化を図りながら、人と自然と文化の調和した地域づくりを推進することを目的として設置された施設であり、現在、株式会社丹波悠遊の森協会が指定管理者として管理運営を行っている。

引き続き、当該法人が悠遊の森の管理運営を行うことにより、その設置目的に即した効果的かつ効率的な管理及び運営が見込めることから、指定管理者の候補者として選定した。

6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

（1）業務の範囲

ア 悠遊の森の利用の許可に関する業務
イ 悠遊の森の管理運営に関する業務
ウ 特産物の利活用に関する業務
エ アからウまでに掲げるもののほか、悠遊の森の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（2）指定管理料の上限額

33,000千円（5年間総額） ※詳細は、年度協定で別に定める。

（3）利用料金の決定

利用料金は、丹波市立丹波悠遊の森条例（平成18年丹波市条例第72号）に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

7 施設利用者数の実績

(単位：人)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
悠遊の森	11,296	12,374	16,337	9,791

【地方自治法 抜粋】

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

議案第112号

指定管理者の指定について

1 提案の趣旨

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、提案するものである。

2 施設の名称等

名 称 丹波市立石生第1公園
位 置 丹波市氷上町石生1586番地1

3 指定管理者となる団体の名称等

名 称 南町自治会
代表者 松尾 一成
所在地 兵庫県丹波市氷上町石生3番地1

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 指定管理者の選定理由

丹波市立石生第1公園（以下「公園」という。）は、地域住民の利用に供することを目的として設置された施設であり、現在、地元自治会である南町自治会が指定管理者として管理運営を行っている。

引き続き、当該自治会が公園の管理運営を行うことにより、その設置目的に即した効果的かつ効率的な管理及び運営が見込めることから、指定管理者の候補者として選定した。

6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

（1）業務の範囲

ア 公園の維持、管理及び運営に関する業務
イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（2）指定管理料

無料

【地方自治法 抜粋】

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

議案第113号

指定管理者の指定について

1 提案の趣旨

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、提案するものである。

2 施設の名称等

名 称 丹波市立石生第2公園
位 置 丹波市氷上町石生1444番地

3 指定管理者となる団体の名称等

名 称 領町区自治会
代表者 池上 知尊
所在地 兵庫県丹波市氷上町石生1296番地 1

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 指定管理者の選定理由

丹波市立石生第2公園（以下「公園」という。）は、地域住民の利用に供することを目的として設置された施設であり、現在、地元自治会である領町区自治会が指定管理者として管理運営を行っている。

引き続き、当該自治会が公園の管理運営を行うことにより、その設置目的に即した効果的かつ効率的な管理及び運営が見込めることから、指定管理者の候補者として選定した。

6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

（1）業務の範囲

ア 公園の維持、管理及び運営に関する業務
イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（2）指定管理料

無料

【地方自治法 抜粋】

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

議案第114号

指定管理者の指定について

1 提案の趣旨

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、提案するものである。

2 施設の名称等

名 称 丹波市立西中東公園

位 置 丹波市氷上町西中68番地1

3 指定管理者となる団体の名称等

名 称 西中東自治会

代表者 廣岡 邦彦

所在地 兵庫県丹波市氷上町西中68番地3

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 指定管理者の選定理由

丹波市立西中東公園（以下「公園」という。）は、地域住民の利用に供することを目的として設置された施設であり、現在、地元自治会である西中東自治会が指定管理者として管理運営を行っている。

引き続き、当該自治会が公園の管理運営を行うことにより、その設置目的に即した効果的かつ効率的な管理及び運営が見込めることから、指定管理者の候補者として選定した。

6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

（1）業務の範囲

ア 公園の維持、管理及び運営に関する業務

イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（2）指定管理料

無料

【地方自治法 抜粋】

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

議案第115号

指定管理者の指定について

1 提案の趣旨

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、提案するものである。

2 施設の名称等

名 称 丹波市立西中西公園
位 置 丹波市氷上町西中378番地11

3 指定管理者となる団体の名称等

名 称 西中西自治会
代表者 西田 康雄
所在地 兵庫県丹波市氷上町西中378番地10

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 指定管理者の選定理由

丹波市立西中西公園（以下「公園」という。）は、地域住民の利用に供することを目的として設置された施設であり、現在、地元自治会である西中西自治会が指定管理者として管理運営を行っている。

引き続き、当該自治会が公園の管理運営を行うことにより、その設置目的に即した効果的かつ効率的な管理及び運営が見込めることから、指定管理者の候補者として選定した。

6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

（1）業務の範囲

ア 公園の維持、管理及び運営に関する業務
イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（2）指定管理料

無料

【地方自治法 抜粋】

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

議案第116号

指定管理者の指定について

1 提案の趣旨

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、提案するものである。

2 施設の名称等

名 称 丹波市立西中南公園
位 置 丹波市氷上町西中454番地3

3 指定管理者となる団体の名称等

名 称 西中南区自治会
代表者 上田 守
所在地 兵庫県丹波市氷上町西中457番地2

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 指定管理者の選定理由

丹波市立西中南公園（以下「公園」という。）は、地域住民の利用に供することを目的として設置された施設であり、現在、地元自治会である西中南区自治会が指定管理者として管理運営を行っている。

引き続き、当該自治会が公園の管理運営を行うことにより、その設置目的に即した効果的かつ効率的な管理及び運営が見込めることから、指定管理者の候補者として選定した。

6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

（1）業務の範囲

ア 公園の維持、管理及び運営に関する業務
イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（2）指定管理料

無料

【地方自治法 抜粋】

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

議案第117号

指定管理者の指定について

1 提案の趣旨

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、提案するものである。

2 施設の名称等

名 称 丹波市西中北東公園
位 置 丹波市氷上町西中615番地58

3 指定管理者となる団体の名称等

名 称 西中北東自治会
代表者 太田 芳徳
所在地 兵庫県丹波市氷上町西中615番地59

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 指定管理者の選定理由

丹波市立西中北東公園（以下「公園」という。）は、地域住民の利用に供することを目的として設置された施設であり、現在、地元自治会である西中北東自治会が指定管理者として管理運営を行っている。

引き続き、当該自治会が公園の管理運営を行うことにより、その設置目的に即した効果的かつ効率的な管理及び運営が見込めることから、指定管理者の候補者として選定した。

6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

（1）業務の範囲

ア 公園の維持、管理及び運営に関する業務
イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（2）指定管理料

無料

【地方自治法 抜粋】

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

議案第118号

指定管理者の指定について

1 提案の趣旨

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、提案するものである。

2 施設の名称等

名 称 丹波市西中北西公園
位 置 丹波市氷上町成松70番地1

3 指定管理者となる団体の名称等

名 称 西中北西区自治会
代表者 藤平 敏雄
所在地 兵庫県丹波市氷上町成松70番地3

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 指定管理者の選定理由

丹波市立西中北西公園（以下「公園」という。）は、地域住民の利用に供することを目的として設置された施設であり、現在、地元自治会である西中北西区自治会が指定管理者として管理運営を行っている。

引き続き、当該自治会が公園の管理運営を行うことにより、その設置目的に即した効果的かつ効率的な管理及び運営が見込めることから、指定管理者の候補者として選定した。

6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

（1）業務の範囲

ア 公園の維持、管理及び運営に関する業務
イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（2）指定管理料

無料

【地方自治法 抜粋】

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

議案第119号

丹波市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

丹波市立漢方の里総合運動公園の整備に伴い、有料公園施設及びその利用に係る使用料等の規定を設けるため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 有料公園施設に、みんなの楽校及び多目的グラウンドを追加する。
- (2) 有料公園施設の利用に係る使用料等に関する規定を追加する。
- (3) その他字句の修正

3 施行日

令和8年4月1日

※準備行為に関する規定は公布の日、丹波市立漢方の里総合運動公園の多目的グラウンドに関する規定は規則で定める日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市都市公園条例（令和6年丹波市条例第47号）新旧対照表

現行				改正後（案）							
○丹波市都市公園条例				○丹波市都市公園条例							
令和6年12月25日 条例第47号				令和6年12月25日 条例第47号							
別表第2（第10条関係）				別表第2（第10条関係）							
都市公園の名称		施設の名称		都市公園の名称		施設の名称					
丹波市立青垣児童公園		出店広場		丹波市立青垣児童公園		出店広場					
丹波市立青垣総合運動公園	多目的グラウンド		多目的グラウンド		多目的グラウンド		多目的グラウンド				
	テニスコート		テニスコート		テニスコート		テニスコート				
	屋根付広場		屋根付広場		屋根付広場		屋根付広場				
	温水プール棟		温水プール棟		温水プール棟		温水プール棟				
丹波市立春日総合運動公園	野球場		野球場		野球場		野球場				
	テニスコート		テニスコート		テニスコート		テニスコート				
	多目的グラウンド		多目的グラウンド		多目的グラウンド		多目的グラウンド				
	レジャープール		レジャープール		レジャープール		レジャープール				
丹波市立漢方の里総合運動公園	庭園		庭園		庭園		庭園				
	薬草風呂		薬草風呂		薬草風呂		薬草風呂				
	農産物処理加工及び実習施設		農産物処理加工及び実習施設		農産物処理加工及び実習施設		農産物処理加工及び実習施設				
	グラウンドゴルフ場		グラウンドゴルフ場		グラウンドゴルフ場		グラウンドゴルフ場				
	テニスコート		テニスコート		テニスコート		テニスコート				
	体育館		体育館		体育館		体育館				
							みんなの楽校				
丹波市立スポーツピアいちじま		野球場		野球場		野球場					
		全天候型多目的コート		全天候型多目的コート		全天候型多目的コート					
		管理棟		管理棟		管理棟					
別表第4（第24条、第30条関係）				別表第4（第24条、第30条関係）							
《省略》				《省略》							
丹波市立漢方の里総合運動公園											
施設の名称	区分及び単位		使用料		備考						
	市内		市外								
	15歳以上の者 (中学生を除く。)		無料	310円							
庭園	小学生又は中学生		無料	210円							
	小学校就学前の者		無料								
薬草風呂	15歳以上の者 (中学生を除く。)		830円								
	小学生又は中学生		520円								
	小学校就学前の者		210円								
農産物処理加工及び実習施設	午前9時から正午まで		3,140円	冷暖房を使用する場合は、左欄に掲げる額の3割に相		3,140円					
	午後1時から午後5時まで		4,190円			4,190円					
農産物処理加工及び実習施設	午前9時から正午まで		3,140円		冷暖房を使用する場合は、左欄に掲げる額の3割に相		3,140円				
	午後1時から午後5時まで		4,190円								
《省略》				《省略》							
丹波市立漢方の里総合運動公園											
施設の名称	区分及び単位		使用料		備考						
	市内		市外								
	15歳以上の者 (中学生を除く。)		無料	310円							
庭園	小学生又は中学生		無料	210円							
	小学校就学前の者		無料								
薬草風呂	15歳以上の者 (中学生を除く。)		830円								
	小学生又は中学生		520円								
	小学校就学前の者		210円								
農産物処理加工及び実習施設	午前9時から正午まで		3,140円		冷暖房を使用する場合は、左欄に掲げる額の3割に相		3,140円				
	午後1時から午後5時まで		4,190円			4,190円					

	午後6時から午後9時まで	4,190円	当する額（10円未満の端数は切り捨てる。）を加算する。		午後6時から午後9時まで	4,190円	当する額（10円未満の端数は切り捨てる。）を加算する。	
グラウンドゴルフ場	専用使用 3時間当たり	9,900円		グラウンドゴルフ場	専用使用 3時間当たり	9,900円		
	専用使用以外の使用 1人1ラウンド（8ホール）当たり	330円			専用使用以外の使用 1人1ラウンド（8ホール）当たり	330円		
テニスコート	1面1時間当たり	550円	1,100円	テニスコート	1面1時間当たり	550円	1,100円	
	夜間照明設備 1面1時間当たり	550円			夜間照明設備 1面1時間当たり	550円		
体育館	1時間当たり 全面を使用する場合	660円	1,320円	体育館	アリ 一ナ 1時 間当 たり	全面を使 用する場 合	660円	1,320円
	半面以下 を使用する場合	330円	660円		半面以下 を使用す る場合	330円	660円	営利を目的と して入場料を 徴する場合 は、左欄に掲 げる額の10倍 の額とする。
みんなの 楽校	ミーティングルーム 1時間当たり	470円	780円		冷暖房を 使用する 場合	310円	620円	営利を目的と して入場料を 徴する場合 は、左欄に掲 げる額の10倍 の額とする。
	ワーカー クション ヨツプル ーム 1 1時 間当 たり	310円	520円		冷暖房を 使用しな い場合	210円	410円	
	ワーカー クション ヨツプル ーム 2 1時 間当 たり	310円	520円		冷暖房を 使用しな い場合	210円	410円	
	ワーカー クション ヨツ	310円	520円		冷暖房を 使用する 場合	310円	520円	
	ワーカー クション ヨツ	310円	520円		冷暖房を 使用する 場合	310円	520円	
	ワーカー クション ヨツ	310円	520円		冷暖房を 使用する 場合	310円	520円	
	ワーカー クション ヨツ	310円	520円		冷暖房を 使用する 場合	310円	520円	
	ワーカー クション ヨツ	310円	520円		冷暖房を 使用する 場合	310円	520円	
	ワーカー クション ヨツ	310円	520円		冷暖房を 使用する 場合	310円	520円	
	ワーカー クション ヨツ	310円	520円		冷暖房を 使用する 場合	310円	520円	

プル ーム 3 1時 間当 たり	冷暖房を 使用しな い場合	210円	410円
多目的グ ラウンド	1時間当たり	550円	1,100円
			營利を目的と して入場料を 徴する場合 は、左欄に掲 げる額の10倍 の額とする。
	夜間照明設備 30分当たり	1,650円	

《省略》

備考

- 1 この表において「市内」とは市内居住者、市内事業所勤務者及び市内学校在学者をいい、「市外」とはそれ以外の者をいう。
- 2 市内及び市外の者が混同して有料公園施設を利用する場合において、市外の者が半数を超えるときは、市外の使用料を適用するものとする。
- 3 この表において「障がい者」とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者をいう。
- 4 この表において「専用使用」とは、有料公園施設を独占して利用することをいう。

《省略》

備考

- 1 この表において「市内」とは市内居住者、市内事業所勤務者及び市内学校在学者をいい、「市外」とはそれ以外の者をいう。
- 2 市内及び市外の者が混同して有料公園施設を利用する場合において、市外の者が半数を超えるときは、市外の使用料を適用するものとする。
- 3 この表において「障がい者」とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者をいう。
- 4 この表において「専用使用」とは、有料公園施設を独占して利用することをいう。

議案第120号

丹波市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部が改正されたことに伴い、対象火気設備等の種類を見直すほか、林野火災の予防等に関する所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 対象火気設備等の種類に簡易サウナ設備を追加する。
- (2) 林野火災に関する注意報等の規定を追加する。
- (3) その他所要の改正
- (4) その他字句の修正

3 施行日

- (1) 令和8年1月1日
- (2) 令和8年3月31日（第7条の2、第7条の3、第29条の7、第44条関係）

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市火災予防条例（平成16年丹波市条例第224号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市火災予防条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第224号</p> <p>最終改正 令和5年12月25日条例第31号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第3条—第17条の3）</p> <p>第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第18条—第22条の2）</p> <p>第3節 火の使用に関する制限等（第23条—第28条）</p> <p>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）</p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第30条—第32条）</p> <p>第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第33条—第34条の2）</p> <p>第3節 基準の特例（第34条の3）</p> <p>第5章 避難管理（第35条—第42条）</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2・第42条の3）</p> <p>第6章 雜則（第43条—第48条）</p> <p>第7章 罰則（第49条・第50条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: right;">（簡易サウナ設備）</p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならぬ。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しな</u></p>	<p>○丹波市火災予防条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第224号</p> <p>最終改正 令和5年12月25日条例第31号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第3条—第17条の3）</p> <p>第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第18条—第22条の2）</p> <p>第3節 火の使用に関する制限等（第23条—第28条）</p> <p>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防（第29条の8）</u></p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第30条—第32条）</p> <p>第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第33条—第34条の2）</p> <p>第3節 基準の特例（第34条の3）</p> <p>第5章 避難管理（第35条—第42条）</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2・第42条の3）</p> <p>第6章 雜則（第43条—第48条）</p> <p>第7章 罰則（第49条・第50条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: right;">（簡易サウナ設備）</p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならぬ。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しな</u></p>

	<p>い場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</p> <p>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</p>
2	<p>前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。</p> <p>(一般サウナ設備)</p>
	<p>第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</p> <p>(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p>
2	<p>前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用的制限)</p>
	<p>第29条 火災に関する警報</p> <p>が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 山林、原野等において火入れをしないこと。</p> <p>(2) 煙火を消費しないこと。</p> <p>(3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。</p> <p>(4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。</p> <p>(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。</p> <p>(6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。</p> <p>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出</p>

入口等を閉じて行なうこと。

(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)

第29条の3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分(第2号から第5号までに掲げる住宅の部分にあっては、令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、もっぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。)に設けること。

(1) 就寝の用に供する居室(建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。第4号及び第5号において同じ。)

(2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階(建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。)を除く。)から直下階に通ずる階段(屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。)の上端

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。)から下方に数えた階数が2である階に直上階から通ずる階段の下端(当該階段の上端に住宅用防災警報器が設置されている場合を除く。)

(4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であって、居室が存する最上階(避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。)から直下階に通ずる階段の上端

(5) 前4号の規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が7平方メートル以上である居室が5以上存する階(この号において「当該階」という。)の次に掲げるいずれかの住宅の部分

ア 廊下

イ 廊下が存しない場合にあっては、当該階から直下階に通ずる階段の上端

ウ 廊下及び直下階が存しない場合にあっては、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端

2 住宅用防災警報器は、天井又は壁の屋内に面する部分(天井のない場合にあっては、屋根又は壁の屋内に面する部分。この項において同じ。)の次のいずれかの位置に設けること。

(1) 壁又ははりから0.6メートル以上離れた天井の屋内に面する部分

(2) 天井から下方0.15メートル以上0.5メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分

3 住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹出し口から、1.5メートル以上離れた位置に設けること。

(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)

第29条の3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分(第2号から第5号までに掲げる住宅の部分にあっては、令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、もっぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。)に設けること。

(1) 就寝の用に供する居室(建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。第4号及び第5号において同じ。)

(2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階(建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。)を除く。)から直下階に通ずる階段(屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。)の上端

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。)から下方に数えた階数が2である階に直上階から通ずる階段の下端(当該階段の上端に住宅用防災警報器が設置されている場合を除く。)

(4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であって、居室が存する最上階(避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。)から直下階に通ずる階段の上端

(5) 前各号の規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が7平方メートル以上である居室が5以上存する階(この号において「当該階」という。)の次に掲げるいずれかの住宅の部分

ア 廊下

イ 廊下が存しない場合にあっては、当該階から直下階に通ずる階段の上端

ウ 廊下及び直下階が存しない場合にあっては、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端

2 住宅用防災警報器は、天井又は壁の屋内に面する部分(天井のない場合にあっては、屋根又は壁の屋内に面する部分。この項において同じ。)の次のいずれかの位置に設けること。

(1) 壁又ははりから0.6メートル以上離れた天井の屋内に面する部分

(2) 天井から下方0.15メートル以上0.5メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分

3 住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹出し口から、1.5メートル以上離れた位置に設けること。

4 住宅用防災警報器は、次の表の上欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の下欄に掲げる種別のものを設けること。

住宅の部分	第1項第1号から第4号まで並びに第5号イ及びウに掲げる住宅の部分	第1項第5号アに掲げる住宅の部分
住宅用防災警報器の種別	光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第2条第4号に掲げるものをいう。この表において同じ。）	イオン化式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第2条第3号に掲げるものをいう。）又は光電式住宅用防災警報器

5 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものでなければならない。

6 住宅用防災警報器は、前5項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

(1) 電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあっては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となった旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に電池を交換すること。

(2) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあっては、正常に電力が供給されていること。

(3) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとること。

(4) 電源に用いる配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。

(5) 自動試験機能（住宅用防災警報器等規格省令第2条第5号に規定するものをいう。次号において同じ。）を有しない住宅用防災警報器にあっては、交換期限が経過しないよう、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

(6) 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあっては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 市長は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとす

4 住宅用防災警報器は、次の表の上欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の下欄に掲げる種別のものを設けること。

住宅の部分	第1項第1号から第4号まで並びに第5号イ及びウに掲げる住宅の部分	第1項第5号アに掲げる住宅の部分
住宅用防災警報器の種別	光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第2条第4号に掲げるものをいう。）又は光電式住宅用防災警報器	イオン化式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第2条第3号に掲げるものをいう。）又は光電式住宅用防災警報器

5 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものでなければならない。

6 住宅用防災警報器は、前5項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

(1) 電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあっては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となった旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に電池を交換すること。

(2) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあっては、正常に電力が供給されていること。

(3) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとること。

(4) 電源に用いる配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。

(5) 自動試験機能（住宅用防災警報器等規格省令第2条第5号に規定するものをいう。次号において同じ。）を有しない住宅用防災警報器にあっては、交換期限が経過しないよう、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

(6) 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあっては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 市長は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとす

る。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器_____その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進

2 住宅の関係者は、住宅における火災の予防を推進するため、第29条の3第1項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

る。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進

2 住宅の関係者は、住宅における火災の予防を推進するため、第29条の3第1項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 熱風炉

(2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉

(3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉(個人の住居に設けるものを除く。)

(3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備

(4) 入力70キロワット以上の温風暖房機(風道を使用しないものにあっては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。)

(5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備(個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第1条第3号に定めるものを除く。)

(6) 乾燥設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

(8) 火花を生ずる設備

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 热風炉

(2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉

(3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉(個人の住居に設けるものを除く。)

(3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備

(4) 入力70キロワット以上の温風暖房機(風道を使用しないものにあっては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。)

(5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備(個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第1条第3号に定めるものを除く。)

(6) 乾燥設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

(7) 一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

(8) 火花を生ずる設備

(8)の2 放電加工機	(8)の2 放電加工機
(9) 高圧又は特別高圧の変電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)	(9) 高圧又は特別高圧の変電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)
(10) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)	(10) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)
(11) 燃料電池発電設備(第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。)	(11) 燃料電池発電設備(第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。)
(12) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの(第12条第4項に定めるものを除く。)	(12) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの(第12条第4項に定めるものを除く。)
(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)	(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)
(14) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオジン管灯設備	(14) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオジン管灯設備
(15) 水素ガスを充填する気球 (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)	(15) 水素ガスを充填する気球 (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)
第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならぬ。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為_____	第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならぬ。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)
(2) 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け	(2) 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け
(3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催	(3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
(4) 水道の断水又は減水	(4) 水道の断水又は減水
(5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事	(5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事
(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)	(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)

議案第121号

丹波市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

災害時等における給水装置の早期復旧を図ることを目的として、給水装置工事の実施に関し、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

災害その他非常の場合において、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者等が給水装置工事を実施することができる規定を設ける。

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市水道事業給水条例（平成16年丹波市条例第221号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市水道事業給水条例 平成16年11月1日 条例第221号 最終改正 令和6年3月8日条例第15号 (工事の施行) 第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 _____	○丹波市水道事業給水条例 平成16年11月1日 条例第221号 最終改正 令和6年3月8日条例第15号 (工事の施行) 第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u>
2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。	2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。	3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。
4 指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、管理者が別に定める。	4 指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、管理者が別に定める。